平成２９年　第１回

木古内町議会定例会会議録

平成２９年　３月　３日　　開会

平成２９年　３月１０日　　閉会

木 古 内 町 議 会

各　　位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

木古内町議会議長　又　地　信　也

目　　次

提出された案件及び議決結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第１日目（平成２９年３月３日）

議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

議会運営委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

開会・開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

日程第　１　会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

日程第　２　議会運営委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

日程第　３　会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

日程第　４　議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

日程第　５　総務・経済常任委員会所管事務調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

日程第　６　行政報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

日程第　７　町政執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

日程第　８　教育行政執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

日程第　９　一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

２番　新井田　昭　男・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

１番　佐　藤　　悟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

４番　竹　田　　努・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

５番　相　澤　　巧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

８番　鈴　木　慎　也・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

日程第１０　議案第１０号　平成28年度木古内町一般会計補正予算（第8号）・・・・・・　５２

日程第１１　議案第１１号　平成28年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）・　５２

日程第１２　議案第１２号　平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）　５２

日程第１３　議案第１３号　平成28年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・　５３

日程第１４　議案第１４号　平成28年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）・　５３

日程第１５　議案第１５号　平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）　５３

日程第１６　議案第１６号　平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）・・　５３

時間の延長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３

日程第１７　議案第２３号　木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について・・・・　７６

日程第１８　議案第２４号　木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について・・　７８

日程第１９　議案第２５号　町道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

日程第２０　議案第１７号　木古内町放課後児童健全育成事業条例制定について・・・・・　８１

日程第２１　議案第１８号　木古内町高齢者等入浴無料券交付条例制定について・・・・・　８１

日程第２２　議案第１９号　議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
日程第２３　議案第２０号　特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・　８１
日程第２４　議案第２１号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について・　８１
日程第２５　議案第２２号　木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
日程第２６　議案第１号　平成29年度木古内町一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・　８１
日程第２７　議案第２号　平成29年度木古内町国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・・　８１
日程第２８　議案第３号　平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算　・・・・・・・　８１
日程第２９　議案第４号　平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算・・・・・・・　８１
日程第３０　議案第５号　平成29年度木古内町水道事業会計予算・・・・・・・・・・・・・　８１
日程第３１　議案第６号　平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算・・・・・・・　８１
日程第３２　議案第７号　平成29年度木古内町介護保険事業特別会計予算・・・・・・・・・　８１
日程第３３　議案第８号　平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計予算・・・・・・・　８１
日程第３４　議案第９号　平成29年度木古内町下水道事業特別会計予算・・・・・・・・・・　８１
休会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８３
会議録署名議員の署名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４

第２日目（平成２９年３月１０日）
議事日程・・・

平成２９年第１回定例会　提出案件及び議決結果表

議件番号	議　　件　　名	議決月日	議決結果
議案第１号	平成29年度木古内町一般会計予算	29．3．3 平成29年度予算等審査特別委員会に付託 29．3.10 原案可決	
議案第２号	平成29年度木古内町国民健康保険特別会計予算		
議案第３号	平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算		
議案第４号	平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算		
議案第５号	平成29年度木古内町水道事業会計予算		
議案第６号	平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算		
議案第７号	平成29年度木古内町介護保険事業特別会計予算		
議案第８号	平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計予算		
議案第９号	平成29年度木古内町下水道事業特別会計予算		
議案第10号	平成28年度木古内町一般会計補正予算（第8号）	29．3．3	原案可決
議案第11号	平成28年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	29．3．3	原案可決
議案第12号	平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	29．3．3	原案可決
議案第13号	平成28年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号）	29．3．3	原案可決

議案第14号	平成28年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	29. 3. 3	原案可決
議案第15号	平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	29. 3. 3	原案可決
議案第16号	平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	29. 3. 3	原案可決
議案第17号	木古内町放課後児童健全育成事業条例制定について	29. 3. 3 平成29年度予算等審査特別委員会に付託 29. 3.10 原案可決	
議案第18号	木古内町高齢者等入浴無料券交付条例制定について		
議案第19号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について		
議案第20号	特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について		
議案第21号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について		
議案第22号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
議案第23号	木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について	29. 3. 3	原案可決
議案第24号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	29. 3. 3	原案可決
議案第25号	町道路線の認定について	29. 3. 3	原案可決
議案第26号	木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について	29. 3. 10	原案可決
議案第27号	平成28年度木古内町一般会計補正予算（第9号）	29. 3. 10	原案可決
同意案第１号	木古内町副町長の選任について	29. 3. 10	原案同意

発議案第１号	木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	29. 3. 10	原案可決
発議案第２号	議会閉会中の所管事務調査について	29. 3. 10	原案承認
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣承認について	29. 3. 10	承　　認
	平成29年度木古内町予算等審査特別委員会の設置について	29. 3. 3	設　　置

平成２９年　３月　３日（金）第１号

○　開 会 日 時　　平成２９年　３月　３日（金曜日）午前１０時００分
○　休 会 日 時　　平成２９年　３月　３日（金曜日）午後　５時２５分

・出席議員（１０名）

１番	佐　藤　　悟		６番　手　塚　昌　宏
２番	新井田　昭　男		７番　福　嶋　克　彦
３番	平　野　武　志		８番　鈴　木　慎　也
４番	竹　田　　努	副議長	９番　吉　田　裕　幸
５番	相　澤　　巧	議　長	１０番　又　地　信　也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大　森　伊佐緒
副町長	大　野　　泰
病院事業管理者	小　澤　正　則
総務課長	若　山　　忍
税務課長	高　橋　和　夫
会計管理者	高　橋　和　夫
町民課長	吉　田　　宏
保健福祉課長	羽　沢　裕　一
まちづくり新幹線課長	福　田　伸　一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	丹　野　正　樹
産業経済課長	木　村　春　樹
建設水道課長	構　口　　学
病院事業事務局長	平　野　弘　輝
教育長	野　村　広　章
生涯学習課長	澁　谷　　勝
給食センター長	澁　谷　　勝
農業委員会事務局長	木　村　春　樹
代表監査委員	森　井　俊　郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉　田　廣　之
議事担当主査	西　嶋　浩　二

平成２９年第１回木古内町議会定例会議事日程

第１号　平成２９年３月３日（金）　午前１０時００分開議

日程番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		町政執行方針
8		教育行政執行方針
9		一般質問
10	**議案　第10号**	**平成28年度木古内町一般会計補正予算（第8号）**
11	**議案　第11号**	**平成28年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）**
12	**議案　第12号**	**平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）**
13	**議案　第13号**	**平成28年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号）**
14	**議案　第14号**	**平成28年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）**
15	**議案　第15号**	**平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）**
16	**議案　第16号**	**平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）**
17	議案　第23号	木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について
18	議案　第24号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
19	議案　第25号	町道路線の認定について
20	**議案　第17号**	**木古内町放課後児童健全育成事業条例制定について**
21	**議案　第18号**	**木古内町高齢者等入浴無料券交付条例制定について**

22	議案　第19号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
23	議案　第20号	特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
24	議案　第21号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
25	議案　第22号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
26	議案　第１号	平成29年度木古内町一般会計予算
27	議案　第２号	平成29年度木古内町国民健康保険特別会計予算
28	議案　第３号	平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算
29	議案　第４号	平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算
30	議案　第５号	平成29年度木古内町水道事業会計予算
31	議案　第６号	平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算
32	議案　第７号	平成29年度木古内町介護保険事業特別会計予算
33	議案　第８号	平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計予算
34	議案　第９号	平成29年度木古内町下水道事業特別会計予算

平成２９年　３月　３日

木古内町議会
議　長　又　地　信　也　様

木古内町議会　議会運営委員会
委員長　新井田　昭男

議会運営委員会報告書

平成２９年第１回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第４１条第１項の規定により報告いたします。

記

１．会議開催状況

開催日	出　席　委　員	欠席委員	説　　明　　員	事務局
29. 3. 1	新井田、相澤 平野、福嶋 鈴木	な　し	副町長、総務課長	吉　田 西　嶋

２.平成29年第1回木古内町議会定例会における議会運営について

(1) 今定例会の会期については、3月3日から10日までの8日間としたい。

3日は、本会議を開催し、町政執行方針並びに教育行政執行方針、一般質問、条例制定、補正予算等の議案審議、平成29年度各会計予算及び関連議案の上程を行う。

3月4日、5日は休会日とする。(実質6日間)

(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号10から16までの補正予算及び議事日程番号20から34までの会計予算並びに関連議案については一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3) 付議案件は、議案25件、同意案1件、発議案2件である。

(4) 一般質問者は5名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、時間制（1項目につき20分）で実施するものとする。

平成２９年　３月　３日

木古内町議会
議長　又　地　信　也　様

木古内町議会　総務・経済常任委員会
委員長　平　野　武　志

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第４１条第１項の規定により報告いたします。

記

１．会議開催状況

開催日	出　席　委　員	欠席委員	説　明　員	事務局
29.2.14	平野、佐藤、新井田、竹田 相澤、手塚、福嶋、鈴木 吉田、又地	な　し	大野副町長、若山総務課長 福田まちづくり新幹線課長 加藤（隆）主査、中村主事 構口建設水道課長、村上主査	吉田 西嶋
29.2.21	平野、佐藤、新井田、竹田 相澤、手塚、福嶋、鈴木 吉田、又地	な　し	大野副町長、木村産業経済課長 福井主査、平野病院事業事務局長 西山主査、東主査、阿部主査	吉田 西嶋

２．所管事務調査項目

（１）まちづくり新幹線課
①人口減少対策について（継続）

（２）建設水道課
①公共施設等総合管理計画について

（３）産業経済課
①木古内漁港（釜谷地区）を活用したヤセウニ対策実証事業について

（４）病院事業・保健福祉課
①木古内町病院事業改革プランについて

３．調査報告

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告します。

（１）公共施設等総合管理計画について

平成２８年度３月末に完成する「公共施設等総合管理計画」の概要版をもとに計画内容（進捗）が示された。４０年後まで推計されている公共施設等の更新費用総額は、約４４３億円であり、我が町の人口推移と照らし合わせると膨大な経費の負担である。

平成２９年度に個別施設計画（素案）を作成し３年間の準備期間を経て実施するという計画も示されたが、その内容を見ると大幅な期間の短縮が可能である。

将来を見据えた財政運営等への危機感を強く持ち、個別の施設計画作成と併用して、インフラも含めた施設の統廃合等や諸経費を抑えた維持管理を早急に進めていくべきである。

（２）木古内町病院事業改革プランについて

平成２８年第４回定例会でも一部報告しているが、病院事業の様々な課題を考慮し、安定した病院経営を図っていくための新改革プラン策定の骨子が示された。

その中で、策定の趣旨・役割や経営の効率化などの内容については、充分理解するが、完成版の細部については、当病院事業と地域の現状に則し、地域住民の声も反映したプランとなるよう期待する。

老人保健施設「いさりび」について、現在「恵心園」との経営統合（合併）の協議が進んでいるとの報告を受けた。両施設の課題をクリアしお互いのデメリットを克服する中で、両者が合意できる最終結論を期待する。

最も重要なことは、施設利用者や家族、そして両施設の職員や関係者が納得し、満足できる方向性を導く事である。このことを念頭に置き、協議を進められたい。

（　午前10時00分　開会　）

開　会　・　開　議　の　宣　告

○議長（又地信也君）　ただいまから、平成29年第1回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名でございます。

福嶋克彦君から遅刻の届出がありました。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会　議　録　署　名　議　員　の　指　名

○議長（又地信也君）　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

3番　平野武志君、4番　竹田　努君。以上、2名を指名いたします。

議　会　運　営　委　員　会　報　告

○議長（又地信也君）　日程第2　議会運営委員会報告。

平成28年12月15日に開かれました、平成28年第4回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会　委員長　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　2番　新井田昭男です。

平成29年3月3日　木古内町議会　議長　又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長　新井田昭男。

議会運営委員会報告書。

平成29年第1回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記　1.会議開催状況。

会議開催状況につきましては、3月1日に開催し欠席委員はおりませんでした。

2.平成29年第1回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1)今定例会の会期については、3月3日から3月10日までの8日間としたい。

3日は、本会議を開催し、町政執行方針並びに教育行政執行方針、一般質問、条例制定、補正予算等の議案審議、平成29年度各会計予算及び関連議案の上程を行う。

3月4日、5日は休会日とする。（実質6日間）

(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号10から16までの補正予算及び議事日程番号20から34までの各会計予算並びに関連議案については一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案25件、同意案1件、発議案2件である。

(4)一般質問者は5名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、時間制(1項目につき20分)で実施するものとする。以上でございます。

○議長(又地信也君)　ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　質疑がないようですので、報告済みといたします。

会　期　の　決　定

○議長(又地信也君)　日程第3　会期の決定を議題といたします。

今、定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から3月10日までの8日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君)　異議ないものと認めます。

よって、今、定例会の会期は本日から3月10日までの8日間と決定いたしました。

議　長　諸　報　告

○議長(又地信也君)　日程第4　議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

総務･経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君)　日程第5　総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成28年12月15日に開かれました、平成28年第4回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会　委員長　3番　平野武志君。

○3番(平野武志君)　3番　平野武志です。

平成29年3月3日　木古内町議会　議長　又地信也様。木古内町議会　総務・経済常任委員会委員長　平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告

いたします。

記　1.会議開催状況。

会議開催状況につきましては、平成29年2月14日、同じく2月21日の2回開催しておりまして、欠席委員はおりませんでした。

2.所管事務調査項目。

（1）まちづくり新幹線課、人口減少対策について。（2）建設水道課、公共施設等総合管理計画について。（3）産業経済課、木古内漁港（釜谷地区）を活用したヤセウニ対策実証事業について。（4）病院事業・保健福祉課、木古内町病院事業改革プランについて。

3.調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

（1）公共施設等総合管理計画について。

平成28年度3月末に完成する「公共施設等総合管理計画」の概要版をもとに計画内容が示された。40年後まで推計されている公共施設等の更新費用総額は、約443億円であり、我が町の人口推移と照らし合わせると膨大な経費の負担である。

平成29年度に個別施設計画を作成し、3年間の準備期間を経て実施するという計画も示されたが、その内容を見ると大幅な期間の短縮が可能である。

将来を見据えた財政運営等への危機感を強く持ち、個別の施設計画作成と併用して、インフラも含めた施設の統廃合等や諸経費を抑えた維持管理を早急に進めていくべきである。

（2）木古内町病院事業改革プランについて。

平成28年第4回定例会でも一部報告していますが、病院事業の様々な課題を考慮し、安定した病院経営を図っていくための新改革プラン策定の骨子が示された。

その中で、策定の趣旨・役割や経営の効率化などの内容については、充分理解するが、完成版の細部については、当病院事業と地域の現状に則し、地域住民の声も反映したプランとなるよう期待する。

老人保健施設「いさりび」について、現在「恵心園」との経営統合の協議が進んでいるとの報告を受けました。両施設の課題をクリアしお互いのデメリットを克服する中で、両者が合意できる最終結論を期待する。

最も重要なことは、施設利用者や家族、そして両施設の職員や関係者が納得し、満足できる方向性を導くことである。このことを念頭に置き、協議を進められたい。以上です。

○議長（又地信也君）　総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告済みといたします。

行　　政　　報　　告

○議長（又地信也君）　日程第6　行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますが、町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） 皆様、おはようございます。

平成29年第1回定例会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告が2件ございますので、ご報告をさせていただきます。

1.火災の発生について。

平成28年12月30日午後5時28分、釜谷地区の住民より火事との119番通報があり、消防車が出動しております。

現場に到着した際には、既に住宅全体に火が回っており、直ちに消火活動を開始しております。

要救助者1名の確認をするとともに、消火活動を継続した結果、午後6時35分に火の勢いが収まり、午後9時40分に鎮火となりました。

本火災で、一酸化炭素中毒により、男性1名が死亡、女性1名が負傷、また、住宅1棟のほか、車庫1棟と物置1棟が全焼し、隣接の車庫1棟の一部が焼損しました。

出火原因は、ストーブから立ち上がった炎を消火しようとした際に、使用した毛布に火が移り、拡大したことによるものでございます。

損害状況は、焼損延面積138㎡、建物損害額約757万円となっております。

本火災による出動は、消防車両9台、消防職員13名、消防団員46名です。

本火災の被災者には、木古内町り災者救護条例に基づき、見舞金30万円を支給しております。

なお、現在は、木古内町公営住宅に入居しております。

2.水道管破損による漏水について。

平成29年2月27日午後3時頃、大平地区の住民より漏水情報があり、現地確認を行ったところ、水道管からの漏水と思われる箇所を確認しました。

漏水箇所は、字大平60番地52地先で、復旧作業を行うにあたり、一部区域の断水が必要となったことから、午後4時から給水活動をはじめ、同時に防災無線を通じ、周知を図っております。

復旧作業は減水圧をしながら、午後8時30分に作業を終えております。

漏水の原因と考えられるのは、水道管の土かぶりが浅かったことや、経年劣化により老朽化したことなどが推測されます。

今後の対応は、現在は2戸の給水のみであることから、融雪後、国道より新規に給水管を施工するなど、同様の事象が起こらないよう処理してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（又地信也君） 町長の行政報告は終わりました。

質疑はございますか。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君） ただいま町長から行政報告のこの1点目の火災の件について、若干質問をさせていただきます。

火災のこの通報5時28分、消防が出動したのが29分、現地到着が5時37分、放水開始が5時38分とこのように消防のほうから。これは、り災の見舞金を支給の部分に消防からの顛末が添付されています。現地に着いて1分で放水できたというのは、大変喜ばしい。消防の努力だと思います。この部分の時間がどうこうという部分を追求というか聞く部分ではないのですが、町長も現地に行っていましたし、自分も現地に車で行った。あそこは、やはり釜谷まで10分で走るというのは、かなりこの冬道は容易でないと。消防車は8分で現地に到着しているということですから、大変早期な行動で良かったなというふうに思っています。

町長、実はこの本町地区と釜谷の距離間の部分と分団の活用、行動を釜谷の第4分団には、放水ポンプと言いますかポンプだとか配置されていないのだろうか。もしポンプがあるとすれば、団の活動としての早期の初期消火が若干、消防のタンク車が到着する前に、放水できたのではないだろうかと。釜谷は確かに防火水槽の弁等も必ずしも良いとは思いませんけれども、そういうこと等も考えれば、今度はやはり分団の位置付けというか活動を消防の本体車が来なければそういう行動ができないのか。消防車が来る前に分団としての行動として、ポンプを分団に配置をして、やはり火災だとなった時に、すぐやはり行動に移すというのがこの初期消火のあり方でないかなというふうに、私は現地に行ってちょっと感じたものですから。これは、いまどうこう町長から「これこれこうします、ああします」というそういう答弁を求める部分ではなく、今後のやはり消防行政含めて、この分団の活動もあわせて要検討していただきたいということを申し添えて終わります。

○議長（又地信也君）　ほかにございませんか。

3番　平野武志君。

○3番（平野武志君）　3番　平野です。

竹田議員と同じく1番の火災発生について、若干お伺いしたいところでございます。

今回の火災については、これまでの火災と違い、1名のかたが亡くなるという大変痛ましい結果になってしまいました。

この行政報告を見る限り、被害状況や給付金の報告については理解しましたが、先ほど竹田議員からも出たように、町長も現場に行かれておりました。町長として心配をされて、現場に先に駆けつけたというのは、大変評価をしたいと思います。私もたまたま現場にいて、微力ですけれども、消火活動のお手伝いをしていたところでございます。

その中で、この行政報告に載っている以外の消火活動を町長も目の前で見られていて、課題について町長から見て何かお気づきになったことがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　消火も専門家ではないので、ヨーイドンから見ていたわけではないということもありまして、皆さんよくやっているなと。ただ、交通事情が一般国道を車両が普通に走っているという状況の中で、消防団のかたが交通誘導をしている。函館方面・知内方面、それぞれ2箇所で4名・4名、計8名の団員が消火活動をしないで、交通誘導にあたっていたという点について、木古内警察署に携帯電話でお願いをして、交通車両は迂回路があるので、迂回路を通っていただきたいという要請をして、随分鎮火をしたあとにその活動が行われたわけですが、お尋ねの消火自体については、あまり詳しく近くまで行っていませんのでよくわかりませんが、全体をとおすと消防団が思う存分活躍できないでいた、その時間

が長すぎたということを感じました。

○議長（又地信也君）　3番　平野武志君。

○3番（平野武志君）　消火活動の最初からいたわけでもなく、町長も当然火災はすごい火でしたから、危険が伴うということで若干離れた部分に町長が見えたのですが、その中で実際の消火活動の部分について、見えなかった部分もあると思います。

その中でおっしゃられたとおり、団員が誘導していたという課題がまず一つ、私も見えました。あと、町民の声ですとか団員の声を聞きますと、到着と同時に1分で放水したのはいいのですが、途中水が足りなくなったりだとか、隣のお家に物置に移ってしまった際も、もっと早くやっていればそっちに移らなかっただとか、実際団員、町民からの声が挙がっております。ですので、今後の課題として今回の行政報告は行政報告でいいのですけれども、益々消防のかたが町民の安全を守るために活動できるためにそのような課題を耳に入れて、消防のかたと協議をし、安心安全な消防を目指して、行政としても力を入れてほしいと思いますので、要望しておきます。

○議長（又地信也君）　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　私のほうは、水道管破裂に関わることで一つ、お尋ねをしたいと思います。

今回は、漏水事故ということで、行政のいろんな対応の中で断水にならないで、そういう処理ができたということで、非常にこの水のものに関しては、皆さんやはり断水では困るインフラの一つであります。

そういう中で、たまさかここに書かれていますけれども、原因が老朽化や土盛りが浅かったとか、いろんな二つほどの要素はありますけれども、この地区ならず水道管の老朽化というのは、非常に大きな問題であることは認識しています。

そういう中で当然、いろんな図面等で各担当課がいろいろ把握されている部分はあると思いますけれども、このような事故が起こらないようにという一筆がありますけれども、特に大平地区というのはそういう要素があるのかなというような気がしないでもないのですけれども。こういう中で優先順位はあると思うのですけれども、この大平地区というのはやはりこういう地区なのですよね。管の埋めが浅くなったとかいろんな要素はあると思うのですけれども、こういう部分の原因がわかった地区というのは、どんなたまたま2戸だということですけれども、おそらく憶測ですけれども、調査の中では相当の部分が大平地区でもこういう部分があるのかなというような気がしているのですけれども、この辺の見解をお尋ねしたいのですけれども。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　新井田議員お尋ねのこの大平地区による管の状況ということなのですが、私の聞いたお話では、まずこの辺は当時戦争後の引き揚げ住宅があったところだということで、お聞きしております。

その中で当時は、水道を引っ張るということで、ほとんど手作業ということもあって、土かぶりが浅かったと。あと、管が古いというのもあってこういう状況になったということがまずは推測されるということで考えておりますが、実際問題はこういった細かいところの私ども給水管と呼んでいるのですが、水道の本管から流れているつないでいる細い管というのは、実際問題はまだ図面等で把握されていない箇所が結構ございます。その中で、住民等の

情報を得ながらどこに管が入っているかというのを確認をさせてもらいながらその都度、損傷があれば直しているというような状況でございます。

そういった観点で、この部分はいま2戸の給水ということでございますが、当時はもう少し戸数もあったということでありますが、いま現在住宅が2戸しか住んでいないということでの状況でございましたので、今後はこういったことを踏まえて可能な限り情報収集をいただきながら、水道のほうの修繕には対応していきたいと考えております。

○議長（又地信也君） 2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君） いま担当課のほうからご説明をいただきました。理解はします。

冒頭に申し上げたように、この水というのは非常にやはり生活の本当に関わることですので、考えられる部分に関しては、いろんな要素もあるのでしょうけれども、あるいはいま言ったように優先順位もあると思いますけれども、やはりそういう部分は今後、対応です。対応をある程度しっかり、憶測でもやはり憶測の中で考えられる部分に関してはスピーディな対応、情報収集なりいろんなことをしながらそういうことがないような形の運営というか作業をやってほしいとそんなふうに一応要望ですけれども、そのように思っていました。

○議長（又地信也君） 8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君） 鈴木です。

2番の水道管の件で、質問をさせていただきます。

いま、同僚議員から特に大平地区に特化しての質問ということだったもので、私のほうから2点ほど質問をさせていただきます。

今回、この寒い時期に大きな二次被害も出さない対応をしていただいたというのは、大変ご苦労様だったと思います。

今回の詳細です。何名の作業員のかたが対応をされて、どれぐらいの費用がかかったのかという部分と、あと今回はいま同僚議員からもありましたが、大平という地区でございますが、木古内全体で見た場合、おそらく同じような条件下、同じような年数に作られた水道管・給水管があると思われます。

その中で、水道事業の計画を大きく見た場合に今後、影響があるのか。影響と言いますのは、計画の変更などあるのか。現時点でのお考えをお知らせください。

○議長（又地信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君） まず、作業員の人員でございますが、職員のほうが水道のほうの2名と、あと建設水道課の担当が4名ということで6名。あと、庁舎のほうの関係で4名で、電話応答も含めた中で10名となっております。あと、給水作業の関係ということで、3名の協力を得てこの作業を終えております。

概算費用なのですが、まだ取りまとめはしていないのですが、大まか10万円から20万円程度の費用だと思われます。

それと、今後のこういった箇所の対応ということなのですが、先ほどの新井田議員のほうでも説明をいたしましたが、こういった箇所を全て把握している状況ではございません。そういった意味で地区にはよりますが、こういった事柄が起きて対応していくという現状がございますが、その点は今後できる限りの水道の修繕等、あと漏水箇所の発見等も行っておりますので、そういったことの修繕で対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（又地信也君） ほかに。

8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君）　だいたい理解いたしました。1点だけ、最後に確認をさせていただきたく思います。

もし漏水がありましたという時に、まず連絡体制でありましたり、作業若しくは関わる、今回全部で10名近くの職員のかたも含めて対応されたということなのですけれども、そのあたりの体制については、いつ何が起こってもきちんと対応できるいま体制になっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（又地信也君）　総務課長。

○総務課長（若山　忍君）　緊急事態が起こった場合には、水道事業として防災と同じく緊急対応マニュアルというのを作成しておりまして、その被害状況あるいは被害範囲、こういったものによってお客様の影響範囲が100人以内だとか500人規模ですとか、そういういろいろなケースを想定しながら参集範囲を広げる、あるいは縮小しながら迅速な対応を手配しながら行うようなことで、今回についても連絡を受け次第すぐ職員が確認をして、必要最小限の範囲でもって解決できるようなことで、行動をさせていただきました。

○議長（又地信也君）　ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

町　政　執　行　方　針

○議長（又地信也君）　日程第7　町政執行方針。

平成29年度　町政執行方針についての説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　平成29年度町政執行方針。

はじめに、平成29年第1回木古内町議会定例会の開会にあたりまして、町政執行方針につきまして、基本的な考え方を述べさせていただきます。

当町のまちづくりの柱であります第6次木古内町振興計画、これは4年目を迎え「ともに語り、ともに行動するまちづくり」を基本理念に、行政と住民が協働し、「住みたい、住み続けたいまち木古内」を目指して業務を取り進めております。

私は、平成12年に町長に就任して以来、「町民一人ひとりが主役のまちづくり」を推進してまいりました。

今後も、町民の皆様の信頼を基に、北海道新幹線開業効果を最大限に発揮すべく、木古内駅を核とした地域振興事業や、地方創生推進事業などを、振興計画とリンクさせながら推進してまいります。

町議会議員の皆様方、町民の皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

2.国と地方を取り巻く情勢。

昨年は熊本地震をはじめ、台風による記録的な豪雨が相次ぐなど、全国各地で重大な被害が発生しました。

道内では8月、過去に例がない4度の台風の直撃を受け、堤防の決壊等により多くの住宅が被災し、さらに、基幹産業である農林水産業や、ライフラインである道路や橋が流されるなど、被害は過去最悪となり、未だに復旧・復興が進んでいない地域もあります。

また、東日本大震災は発生から間もなく6年目になりますが、ことしは、福島県楢葉町と、岩手県洋野町に、宇宙を旅した種から育てた宇宙桜が植えられます。

宇宙から帰還し、発芽から2年で開花したという、生命力の強さを見せつけたこの苗木が、復興のシンボルとして、被災者の心を癒やし、全国から多くの桜ファンが訪れることを願っております。

さて、ことしは、米国が歴史的な転換期を迎え、米国第一主義を前面に掲げた大統領が就任したことにより、世界は、超大国と戦後秩序の変質への警戒や、保護主義の台頭、領土問題、宗教や民族間の対立など、混迷が増しております。

日本を取り巻く状況が激動しておりますが、安倍首相が1月の施政方針で述べられたとおり、地球儀を大きく俯瞰しながら、ダイナミックな平和外交、経済外交を展開し、世界の真ん中で、その責任を果たすことが期待されます。

国政については、1億総活躍社会の実現を内政の重要課題に掲げ、政府を挙げて取り組まれています。

その実現のためには、「子育て、医療・介護」などの社会保障の充実や、地方創生を一層推進していく必要があります。

当町が自主性・自立性を発揮して、様々な施策を着実に実施していくためには、何よりも財政基盤の強化が不可欠であり、継続して安定した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要であります。

昨年末、総務省が示した平成29年度地方財政対策では、一般財源総額については前年度以上に確保されており、62兆1,000億円が見込まれ、地方交付税は16兆3,000億円となっており、臨時財政対策債は4兆400億円が計上されております。

日本経済を牽引する政策と、地域の活性化は、車の両輪であり「地域の再生なくして、日本の再生なし」との認識に立ち、「私たちの未来は、私たちが切り拓く」という気概を持って、諸課題に取り組みます。

本年は、地域経済の活性化や、地方創生推進事業、さらに病院と介護施設連携事業をはじめ、振興計画に登載している事業を推進いたします。

当町においては「夢ある新幹線」が開業したいま、「本州に一番近いマチ」としての役割をしっかりと果たす、渡島西部・檜山南部の9町による広域連携を推し進め、交流人口の拡大を目指し、ハード・ソフト事業を『職員が一丸』となって取り組んでまいります。

3.町政に臨む基本姿勢。

私は、こうした変化の時代こそ、確固たる政策と、的確な判断のもとに、町政を執行していくことが大切なことと考えており、次の5点を基本姿勢とし、木古内町の限りない発展のため、取り組んでまいります。

1.思いやりと温もりのある町政、2.誠実な心をもった町政、3.広く町民の声に耳を傾ける

町政、4.時代に即応した判断と行動ができる町政、5.公正で透明性のある町政でございます。
それでは、第6次木古内町振興計画の施策の大綱に沿って、平成29年度の町政執行方針について申し述べます。

第1章　福祉・医療・保健。

「高齢者福祉」

当町の高齢化率は、本年1月末現在で46％に達しており、全国や全道平均を大きく上回っております。

超高齢化社会を迎え、高齢になっても住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、老人福祉計画に基づき、訪問・外出支援サービス事業などの助成を継続してまいります。

さらに、高齢者の皆様の経験と、技能を生かす高齢者事業団への補助、各地区の老人クラブや、老人クラブ連合会への助成を継続してまいります。

また、新たな事業として、高齢者等の心身の保養と、健康の保持を図るため、入浴無料券交付事業を実施してまいります。

「介護福祉」

本年は、第6期介護保険事業計画の最終年となります。

本計画においては、地域包括支援センターを中心に、要介護者やその家族のニーズに沿った、在宅介護サービスの提供に努めるとともに、介護給付の適正化を図り、安定的な介護保険事業会計の運営を目指します。

新たに、地域包括ケアシステムの一つとして、生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターと連携を図りながら、地域の支え合い活動の構築を目指してまいります。

その中で、高齢者の引きこもりを解消し、地域の皆様が気軽に集うことができる地域サロンを拡充することや、地域交流の場としてふれあい農園を開園し、障がいのあるかたが、ともに参加できる共生型事業にも取り組んでまいります。

また、認知症のかたや、その家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期の診断や対応に向けた支援体制の構築を目指すとともに、認知症の知識や対応の普及啓発に努めることを目的に、町内の事業所や団体等を対象とする、認知症サポーター養成講座を開催いたします。

「地域福祉」

超高齢化社会を迎え、核家族化が進行する中で、援助や支援を必要とする高齢者や障がい者を、周辺住民で支えていくことが求められます。

このため、地域福祉活動を進める中心組織である、社会福祉協議会や、町内会連合協議会の運営を支援してまいります。

なお、町内会連合協議会の事務局として、単位町内会の会員数減少や、活動に違いがあると認識しておりますので、組織の再編成等について、意見や要望を取りまとめるなど、その調整役を担ってまいります。

さらに、小売配達事業者や新聞配達事業者、木古内商工会との地域見守り協定により、民間事業者と連携して、安心・安全に暮らし続けることができる、地域づくりを推進してまいります。

「家庭・児童福祉」

子育て世代が安心して生み育てられる社会・生活環境整備の一環として、小・中学生や、ひとり親家庭等の医療費の無料化、保育料の独自軽減、育児教室の運営、学校給食費の無料化を継続してまいります。

また、これまで民間保育所が実施してきた学童保育については、小学校の校舎の一部を改修して、新たな施設整備を行っており、本年4月から町営により実施いたします。

「障がい者福祉」

障害者総合支援法に基づき、障がいのあるかたへの、障がい者福祉サービスは、健康管理センターにおいて相談業務等を実施しております。

また、乳幼児等の医療助成とあわせ、重度心身障害者医療費の無料化も実施しております。

地域活動支援センターの運営については、非常勤職員を配置しており、今後も社会福祉協議会やボランティア等の協力を得ながら、障がい者の活動支援に取り組んでまいります。

また、障害者差別解消法に基づき、職員が障がいのある人へ合理的な配慮ができるよう、職員対応要領を策定し、適切な対応に努めてまいります。

「保健・疾病予防」

住み慣れた地域で、健康で安心して日常生活を送ることができるよう、木古内町国民健康保険病院をはじめとする、各医療機関と連携し、健診等を含め医師の指導による健康不安の解消、疾病の早期発見・早期治療を基本に、重症化防止対策を継続してまいります。

健康管理センターにおいては、保健師や栄養士が中心となり、町民一人ひとりの健康の維持増進対策を推進してまいります。

母子保健事業については、ワクチン接種や健診、育児相談、育児教室に取り組んでまいります。

また、インフルエンザの予防接種は中学生までを無料とし、高齢者については、実施方法などを変更し、サービスの向上に努めてまいります。

成人保健事業については、疾病の早期発見・早期治療につなげ、疾病の重篤化防止のため、がん検診の無料化を継続してまいります。

また、町政広報や折り込みチラシ、防災無線等による周知、各地域での健康相談、健康教室で受診勧奨を行い、健康づくり推進委員と連携を図り、受診率の向上に取り組んでまいります。

国民健康保険事業については、平成30年度から新たな制度に移行し、都道府県が財政運営の主体となりますが、市町村は引き続き保険料の賦課徴収、資格管理・給付の決定、及び保健事業等を実施することになります。

今年度は、新制度移行準備の最終年度となりますので、引き続き北海道や、北海道国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携し、新たな制度へ円滑な移行ができるよう準備を進めてまいります。

12月末の国保加入者数は1,226名で、人口減少、及び高齢化の進行、さらに後期高齢者医療への移行により、年間約100名が減少しておりますが、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。

このため、医療費の安定化に向け、疾病の早期発見、早期治療につなげるよう、特定健診、健康づくり事業や簡易脳ドック事業、各種健康診査、保健指導を実施し、被保険者の健康の

増進に取り組んでまいります。

なお、簡易脳ドック事業は、今年度から無料で実施してまいります。

後期高齢者医療制度については、12月末現在で1,144名が加入しており、被保険者数は国保からの移行者と転出・自然減などとの相殺で、近年は横ばい状態となっております。

一方、一人当たりの医療費は年間約100万円に近い状況で、年々増加が続いております。

この医療費の12分の1が町の負担となることから、被保険者に対する各種の健康づくり活動や、健診の受診勧奨などを行い、安定的な事業の運営に努めてまいります。

「地域医療」

当町には、一般病床数99床の国民健康保険病院と、ベッドを有しない内科系医院と歯科医院、それぞれ2事業所が設置されております。

町内の高齢化率が高いことから、国保病院を基幹病院として、町内の医院や、函館市内の中核病院と連携を図り、住民ニーズに対応した医療を提供してまいります。

病院事業に関する執行方針。

平成24年10月に、病院事業管理者を配置し、経営形態を地方公営企業法の全部適用へ移行いたしました。

また、平成25年4月には、木古内町介護老人保健施設いさりびについても全部適用へ移行し、木古内町病院事業として、保健・医療・福祉の連携により、住民の幸せに貢献することを病院理念に掲げ、医療と介護が、一体となった運営を行ってまいりました。

さらに、思いやりのある医療、安全で快適な医療、そして、他施設との連携により最適な医療と、健全な経営の実現を基本方針に、平成26年3月には日本病院機能評価機構の機能評価を受審し、同年8月1日付けで認定病院となり、日々医療の質と、患者サービスの向上に努め、運営をしております。

今後、病院は治すことを重視した医療から、治すだけではなく生活の質を重視しながら、患者の方々が住みなれた地域で暮らしていくことを支える医療、そして病院完結型の医療から、地域完結型の医療へ変わっていくことが必要となります。

このような中、昨年12月北海道では、病床機能の分化、及び連携の促進、在宅医療等の充実、医療・介護従事者の確保・養成などの方向性を示した、地域医療構想が策定されました。

国保病院においては、いち早く地域完結型の医療を目指し、平成26年10月より在宅復帰に向けた病床である、地域包括ケア病床を道内の病院では先駆けて運用し、併設する老健いさりびと連携し、既に取り組んでいるところでございます。

今後は、本年度3月に策定した病院改革プランの着実な実行と、平成27年度において計画を3年前倒しで達成した、経常収支における、黒字の経営に努めてまいります。

介護老人保健施設事業においては、平成27年の介護報酬改定において、中間施設として、本来のあるべき姿である在宅復帰に取り組む施設への報酬が増額され、報酬体系上、在宅強化型、在宅復帰・在宅療養支援機能型、収容型という三つの類型が生まれることとなりました。

今後、これまでの収容型では安定した経営が見込めないと判断をし、老健いさりびにおいても、収容型から在宅復帰型への転換を進めてまいりましたが、その代償として入所者が大幅に減少し、資金不足が見込まれることとなりました。

また、介護報酬制度や補助金を活用し待遇改善を行ってまいりましたが、慢性的な介護従事者の不足は解消されておりません。

このため、平成29年度においては国保病院事業会計より、1億円を長期資金として貸し付けます。

あわせて、安定した介護サービスの提供を目的に、平成30年4月を目途に、老健施設への特別養護老人ホーム恵心園の併設を進めます。

在宅復帰システムの構築には、病院、老健から在宅医療、訪問看護、訪問リハビリの支援が不可欠であり、入院時から、その先にある患者様の幸せな生活につなげるため、健康管理センターや、在宅サービス提供事業所との連携を進めて、引き続き退院支援とあわせて取り組んでまいります。

なお、病院事業における今年度の目標は、次の基本方針で進めてまいります。

病院事業目標　1.地域における医療および介護を総合的に確保する。続きまして、国保病院における目標　1.在宅医療の在り方を理解して「かかりつけ医機能」の向上を図る。2.地域医療機関との連携を強化する。3.地域ニーズの動向に応じて病院運営、及び、病床編成に柔軟性を持たせる。4.病院機能評価の基準に沿って、業務の改善を推進する。次に、老健いさりびにおける目標　1.関係行政部署と連携して、医療と介護の統合に向けた支援を行う。2.ＩＣＴの活用を推進する。3.利用者の介護度アップに対応した、受入れ体制を構築する。4.老健施設の利用について、住民に積極的な啓発を行う。

第2章　教育・文化。

教育・文化については、教育行政執行方針に記載しております。

なお、本年度も木古内町総合教育会議を開催し、町長と教育委員会が連携を図りながら、本町の教育大綱である、第6次木古内町教育総合推進中期計画を基盤として、教育行政の推進に取り組んでまいります。

第3章　産業・観光。

「農業」

平成25年12月、農林水産業・地域の活力創造プランが策定され、経営所得安定対策や、水田フル活用と米政策の見直し、農地中間管理機構や、日本型直接支払制度の創設など、農業政策の大転換が進められております。

また、平成27年3月には新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、強い農業と美しく活力ある農村の創出に向けて、各施策が展開されております。

さらに、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない、構造的な問題を解決するため、平成28年11月、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラム及び農林水産物輸出インフラ整備プログラムが決定され、農林水産業・地域の活力創造プラン・改訂版の中に位置付けられております。

これらを踏まえ、水稲・畜産・施設野菜など、当町の振興作物の生産を中心とした経営を永続的に維持するため、関係機関と連携し高付加価値化・品質向上やさらなるブランド化に取り組み、国際化などにおいての価格競争に耐えられる、経営基盤を築くよう支援してまいります。

良質米の安定生産に向けた、道営土地改良事業の実施や、過疎化や高齢化などの課題に対処するため、環境や景観、文化の維持など農業の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手の負担を軽減することを目的とした、多面的機能支払交付金制度について、継続してまいります。

酪農、畜産では、はこだて和牛のさらなるブランド化に向けた褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業や、農業者の負担軽減を図るための、酪農ヘルパー利用支援事業を継続してまいります。

施設野菜では、共同選別設備整備事業への支援を行っており、引き続き、施設園芸栽培拡大事業の実施などにより、支援をしてまいります。

担い手・後継者対策として、農業人材力強化総合支援事業、担い手育成・先進地研修事業や、町独自の第一次産業後継者支援事業を継続してまいります。

農業基礎情報整備のため、農業振興地域整備計画の見直しを行うとともに、農業委員会と連携し、農地情報公開システムの整備を行ってまいります。

シカなどによる農作物被害や、クマの人的・物的被害を防止するため、鳥獣被害対策協議会などとの連携のもと、電気牧柵の設置や猟友会への出動要請など、対応してまいります。

「林業」

町有林の施業管理は、森林経営計画に基づき、年間30ｈａから40ｈａを目安に、利用間伐事業を進めておりますが、今後10年余りで主伐期を迎えるスギが、約450ｈａありますことから、生育や価格の動向を把握し、適期適伐とともに、皆伐事業にも取り組んでまいります。

当町の民有林人工林面積における77％を道南スギが占めていることから、木古内町地域材利用推進方針に基づき、道南スギ産地形成推進協議会などと連携して地材地消を推進してまいります。

木材価格の低迷により、町有林の財産価値が低下傾向にあるため、施業費を木材売払収入が下回る状況にあり、民有林においても同様であることから、林業活動の低迷が懸念されております。

これらを踏まえ、森林施業を安定的に実施することを目的に、国の補助金制度の拡充に向けた要望を行うとともに、町独自の森林整備対策事業を継続してまいります。

木古内町森林組合は、はこだて広域森林組合との平成30年での合併を目指し、協議を進めております。

町といたしましては、合併による経営基盤の強化・拡大、執行体制の整備など、スケールメリットを活かすため、積極的に協議に参画してまいります。

今後も、森林が持つ木材生産機能と、公益的機能を維持し、森林整備計画等に基づいた、適切な森林整備を推進してまいります。

「水産業」

昨年、稼動した塩蔵ワカメ製造施設については、生産者の意欲増進に寄与するとともに、加工作業員の雇用も生み出しており、平成28年度末に増強予定の施設とあわせて、養殖漁家の経営の安定化を図ってまいります。

また、地方創生施策としての、木古内町産の天然ヒジキの付加価値を高めるブランド化や、増養殖技術の導入を行い、一定の成果を得ており、今年度以降も継続してまいります。

アワビ人工種苗事業、ウニ人工種苗事業については、継続するとともに、人工魚礁の整備や、藻場造成に関する要望を行い、資源管理型漁業の定着を進めてまいります。

渡島総合振興局など、関係機関との連携により、木古内漁港を活用したヤセウニ対策実証事業を行い、未利用静穏域活用による漁業対策について、着手してまいります。

「商業」「工業」

昨年、行った北海道新幹線開業記念プレミアム付商品券発行事業は、消費者の消費意欲の向上につながり、町内事業者の売り上げに寄与するなど、大きな消費喚起効果が出ております。

町内経済の好循環を持続させるため、今年度においても、商工会と連携し実施してまいります。

町内では、人口減や少子高齢化の影響により、厳しい経営が続き、事業所の数が減少している状況を踏まえ、地域経済活性化のために、当町が予算化する工事や事業は、地元企業を優先とした、発注に努めてまいります。

また、当町の知名度を高めるため、はこだて和牛ブランド化推進事業や、観光おみやげ品開発支援事業などを継続してまいります。

高規格幹線道路や、北海道電力の送電線工事などにより、町外からの就労者が増えていることから、工事関係事業所に対して、生鮮食料品や日用品、燃料、外食などについて町内の事業所を利用して下さるよう、商工会と連携のうえ要請してまいります。

商工会や金融機関と連携を図り、融資にかかる信用保証料や、利子補給金の補助事業を継続して、中小企業事業者支援に努めてまいります。

また、小規模事業者支援については、条例の制定と、具体的計画の策定づくりについて検討をしてまいります。

「観光」「広域観光」

交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、観光協会やまちづくり体験観光推進協議会と連携し、町内イベントや体験観光事業などの魅力向上を進め、新幹線ビュースポットや、いかりん館などを巡る町内観光周遊ルートづくりや、木古内みそぎまち歩きなど、まちなかの回遊性を高める事業に取り組んでまいります。

町内観光の中核を担う観光協会については、昨年新たに開設した事務所運営の支援や常勤の事務局長配置など、運営体制の強化を継続しつつ、事業の拡大、並びに会員数減少による財政状況の脆弱化の解消に向け、収益事業を展開するなど、財政基盤の強化に向けて連携を進めます。

観光スポットについては、札苅芝桜園への来園に対する支援や、昨年の暴風により破損した薬師山展望台の整備、観光看板の設置などを進めてまいります。

昨年実施した、デスティネーションキャンペーンによる効果は大きく、多くの観光客が北海道新幹線などを利用して来町しましたので、今年度もアフターデスティネーションキャンペーン事業に参画し、より大きな波及効果を求めてまいります。

新幹線のまちとしての優位性を生かし、東北や首都圏などでのプロモーションを継続するとともに、渡島西部・檜山南部9町や、交通事業者で構成する新幹線木古内駅活用推進協議会で取り組んできた二次交通を活用した周遊促進事業と、滞在型・体験型観光メニューの開発を総合的に展開することによって、インバウンドへの対応も視野に入れながら、旅行会社への積極的な販売促進を図ってまいります。

インバウンド対策としては、総務省の地域おこし協力隊事業も活用し、多言語通訳ができ

る人材を2名採用のうえ、観光コンシェルジュとの連携を進めてまいります。

道の駅みそぎの郷きこないについては、安定的な運営に向けた支援や、指定管理者である一般社団法人木古内公益振興社をはじめとして、商工業者や一次産業従事者など、関係者と連携した観光・物産振興の取り組みを継続するとともに、広域観光拠点施設としての新たな魅力を創出するため、休憩スペースや遊具などを配置した広場の整備を進めてまいります。

また、木古内町観光大使の奥田政行シェフをお招きし、道南の「食」の魅力を高めるための助言や、情報発信を行っていただき、当町を訪れる観光客の増加につなげてまいります。

「雇用」

町内の人口が減少し、農家や建設会社、介護事業所などでは、人材確保が困難となっているため、人材紹介事業を積極的に進めてまいります。

事業者の経営安定や雇用の確保を目的に、金融機関と連携のうえ、設備投資や運転資金等の貸付事業を継続してまいります。

渡島西部通年雇用促進協議会の共同運営により、季節労働者の資格取得支援などを行い、雇用の創出と安定化に努めてまいります。

また、新幹線などとの交通利便性を生かした雇用の促進を図るため、トップセールスをはじめとした、企業誘致を積極的に推進するとともに、木古内町企業振興促進条例に基づき、常用雇用者の新規雇用や、外国人技能実習生の受入れを行う企業に対する助成を行ってまいります。

第4章　生活環境・交通。

「土地利用」

当町は、一般国道228号と並行して、海岸沿いに集落を形成する東部地区、ＪＲ木古内駅を中心に市街地が集積された中部地区、木古内川、中野川などの河川の流域に広がる農業地帯の西部地区に大別されます。

東部地区では、漁業関係者が沿岸漁業に従事しやすいよう、漁港背後地の整備が進められ、空き地は作業用地や、住宅用地と位置付けられております。

中部地区では、木古内駅周辺整備基本計画に基づくインフラ整備を進め、ゆったりとした歩道と、景観統一を実現しました。

また、今後のまちづくりを見据え、木古内町都市計画マスタープランの見直しを進めます。

西部地区では、地域に広がる農地の流動化や団地化を促し、荒廃の防止と高度利用を図るため、道営土地改良事業に取り組みます。

町の総面積の89.5%を占める森林地域については、林業振興のための木材生産機能と、山地災害の防止や水源涵養、地球温暖化防止効果などの公益的機能を有した森づくりを進めてまいります。

「住環境」

町営住宅の管理等については、公営住宅等長寿命化計画が策定後5年を経過し、道営住宅新築等による公営住宅状況の変化のため、計画の見直しを行い、さらには現在進めております公共施設等総合管理計画と併せた、公営住宅の個別施設計画の策定に取り組みます。

町営住宅の整備については、前浜団地外壁屋上防水改修工事、中野団地屋根補修工事と港団地建替基本設計を行ってまいります。

また、空き家活用事業として、ちょっと暮らし住宅事業、空き屋リフォーム助成事業に取り組みます。

「公共交通網」

道南いさりび鉄道については、通勤・通学・通院等の、地域の公共交通機関としての役割を果たす一方で、津軽海峡沿いの海岸線や漁り火、函館山、津軽・下北半島を望むロケーションの素晴らしい観光列車としての利用客も見込まれ、昨年はながまれ海峡号ツアーが大変好評を得ております。

沿線沿いの観光スポットへの立ち寄りができるよう、駅舎内へのサインや貸し自転車などの整備を継続してまいります。

また、運賃は3割程度アップしておりますので、通学定期券の購入に際しては、引き続き上昇分の助成を行うこととしております。

一方、町内ではこれまで3度の脱線事故が発生しており、ＪＲ北海道から必要な検査と、修繕を確実に実施した路線を受け取りましたので、今後も安全運行体制を構築し、事故のない運営を目指してまいります。

また、当町と檜山地域を結ぶ2次交通の路線バス江差木古内線は、函館バスに運行を委託しており、停留所等の増設により鉄道輸送時よりも乗降客が増加しております。

今後も、利用者の安全性や利便性に配慮するとともに、路線バス交通の充実を図るため、バス事業者に対する支援を継続してまいります。

「道路」

中心市街地の道道改良事業について、「中央通」「駅前通」の整備に続き、継続要望をしていた「中央通・駅前交差点～函館側バイパス間」の整備は、調査が継続されます。

併せて、鶴岡・大川地区において線形改良等の整備を進めている「道道江差木古内線」についても、早期完成に向けた要望を継続してまいります。

高規格幹線道路「函館・江差自動車道」は、3月13日に（仮称）渡島トンネルの貫通式が行われ、（仮称）木古内インターチェンジの開通が平成31年度を予定しており、引き続き早期完成を要望してまいります。

都市計画道路環状線通「町道冷水線」は、新設道路の供用開始を目指し、委託事業者である道南いさりび鉄道と協議を行い、完成に向け引き続き工事を進めてまいります。

また、地域にとって身近な生活道路である町道については、定期的な道路安全パトロールや、維持管理・修繕を行うとともに、除排雪に関しては、高い高齢化率や、ニーズの高まりを踏まえ、きめ細やかな除雪体制を構築し、冬期間の安全確保に努めてまいります。

「上・下水道」

上水道事業については、今後、人口減少等における水需要の減少により、給水収益が減少することが予想され、その一方で水道施設の老朽化も進み、更新経費が増加することが見込まれます。

周辺自治体においても同様の傾向であることから、中長期的な視点のもと、広域連携での管理の一体化や施設の共同化、民間事業者の技術力の導入など、今後の水道事業の運営形態について検討を行います。

このような中、良質な水道水を安定的に供給し続けていくために、施設の安全点検や有収率の向上を図り、健全な水道事業運営と町民サービスの充実を目指してまいります。

なお、本年度の主な施設工事については、戊申橋添架管更新工事、浄水場の計装設備改良工事を行い、簡易水道事業への移行を目的とした、水源の探査調査や揚水調査を実施してまいります。

下水道事業については、快適な生活環境の確保や公衆衛生の向上、自然環境の保全など多様な機能を有し、都市基盤の中心となる社会資本であります。

下水道管渠新設工事は、昨年に引き続き港町方面を行い、併せて来年度以降の管渠工事に係る詳細設計を行ってまいります。

「環境衛生」

住民生活で排出される廃棄物については、安定的な処理と処理コスト低減のため、広域処理を実施しており、可燃ごみは渡島廃棄物処理広域連合、資源ごみや不燃ごみ、し尿の処理については渡島西部広域事務組合のリサイクルセンター、最終処分場、汚泥再生処理センターでそれぞれ処理を行っております。

可燃ごみの処理施設クリーンおしまは、平成42年度までの施設延命化に向け、長寿命化総合計画の策定が進められております。

一方、産業廃棄物については、排出者の責任で処理することを徹底し、不法投棄の監視体制を強化いたします。

「環境美化」

花いっぱい運動を推進し、住民や旅行者がさわやかさや安らぎを感じることができる環境づくりを継続して進めていまいります。

一昨年、面積を拡大した芝桜については、ふるさとの森の林間歩道整備とあわせ、景観の維持管理や芝桜の手入れに、一層の取り組みを行ってまいります。

また、河川、海岸、林地、空き地などへのゴミの不法投棄やポイ捨て防止のため、子どもたちが描いた看板の設置を進めるとともに、団体や地域の清掃活動を支援してまいります。

地域内の危険な空き家については、平成26年に制定した「木古内町空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、本年度も引き続き、危険家屋の状態の把握に努めながら、所有者等へ適正管理に関する通知を行い、勧告や改善命令など、条例に基づく処分を進めてまいります。

火葬場については、施設や周辺環境の適切な維持管理に、引き続き努めてまいります。

「国土保全」

二級河川の木古内川の改修工事は継続的に実施されており、流域に居住する住民の安全対策が進められておりますが、木古内川と佐女川については、災害防止の観点からも埋塞土砂の除去を強く要望してまいります。

町が管理する普通河川については、地域住民からの情報も得ながらパトロールを行い、河川阻害が懸念される箇所の特定、不要な立木処理を行い、流路の確保を進めてまいります。

津軽海峡に面する当町は、海岸線の総延長が約15ｋｍで、高波により越波して人家に被害を及ぼす危険性のある箇所については、国や北海道にその対策を引き続き要望してまいります。

「消防と救急」

渡島西部広域事務組合を組織しており、災害時や大規模火災には、相互応援体制を執ることとしております。

木古内消防署の消防力の充実のため、消防車両や施設、設備の整備を消防施設整備計画により進めてまいります。

本年は、消防庁舎耐震改修工事と泉沢機械器具置場の改修や、消防ポンプ自動車の整備を行うこととしております。

また、消防団の組織強化に向けた訓練や防火活動を展開するとともに、消防団員の増員に取り組んでまいります。

近年は、救急・救命活動の機会が増加しており、一人でも多くの人命を救助するため、平成27年2月より道南ドクターヘリの運航が開始され、これまで30名のかたが搬送されております。

また、救急救命士の配置と資機材の整備を進め、住民の生命に関わる救急体制の充実を図ってまいります。

「防災」

防災計画は、平成24年度に木古内町防災会議により、防災組織や災害予防計画、災害応急対策計画などの見直しが行なわれ、役場・消防、そして住民一人ひとりが、災害時にどう行動すべきかを詳細に示しております。

また、平成24年6月に北海道より公表された、北海道太平洋沿岸にかかる津波浸水予想図等に基づき、津波ハザードマップを作成し、全戸配布を行っております。

防災訓練については、昨年は港町、大平地区の住民を主体に行い、本年についても、防災意識の向上を図るため、町内会と連携して実施してまいります。

また、本年も継続して防災備蓄品の整備を進めてまいります。

なお、災害が発生した場合には、近所の「共助の力」が重要なことから、自発的に防災活動を行う、自主防災組織の結成を支援してまいります。

「交通安全・防犯」

木古内町交通安全条例に基づき、交通安全の総合的かつ計画的な推進を図り、交通安全指導車による巡回啓発や、町内会、老人クラブ、経済団体、町内事業所等による街頭啓発など、町民が一丸となった交通死亡事故防止の運動を推進してまいります。

木古内警察署や交通安全推進委員会などと連携し、幼児から高齢者まで、それぞれの対象に応じた交通安全教育を推進いたします。

防犯意識の向上と防犯体制強化に努め、安全安心まちづくり住民大会を開催し、犯罪の無いまちづくりを目指してまいります。

夜間における歩行者等の安全を確保するため、防犯灯のＬＥＤ化を推進する事業として、改修費用の2分の1補助を行っており、ＬＥＤへの更新率は6割を超える状況から、今後も引き続き推奨してまいります。

「消費生活」

食品や食材に関する偽装表示や異物の混入、廃棄処理食品の横流しなど、消費者を軽視した流通・販売が大きな社会問題となっていることから、消費者協会などの関係団体と協力し、情報の提供に努めてまいります。

また、悪質な訪問販売、高齢者を狙ったオレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺に関しては、すみやかに情報収集を進め、木古内警察署や町内金融機関と連携を図りながら、防災行政無線などを活用し、迅速な情報提供を行ってまいります。

第5章　行財政・住民参加。

「行政運営」

様々な行政課題へ的確・迅速に対応していくため、各種施策を計画的に推進し、進行管理の充実を図ってまいります。

そのため、各種研修を通じた職員の能力開発を積極的に進めることや、人員配置計画による組織の効率化、女性活躍推進法に基づく職員の意識改革など、時代の変化に対応した体制づくりを目指します。

昨年、導入した人事評価制度については、職員一人ひとりが自らの長所を伸ばし、短所を克服する制度ですが、運用にあたっては評価者・被評価者の相互理解のもと、信頼性・公平性を高め、的確な人材育成を心がけてまいります。

また、健康被害防止のためストレスチェック制度を活用するなど、雇用環境改善にも取り組み、全ての職員が住民から親しまれ、模範となる組織づくりを進めてまいります。

行政の効率化と、国民の利便性を高めるため、マイナンバー制度が導入されましたが、今後ますます、国民の公平・公正な社会を実現する社会基盤として様々な分野での利用拡充が検討されております。

本制度を安全かつ円滑に運用するため、職員の個人情報に対する意識を高めることはもとより、日に日に悪質・高度化するサイバー犯罪へのセキュリティー対策を確実に行ってまいります。

「財政運営」

平成19年度から財政健全化に取り組み、現在、危機的状況を脱しておりますが、収支が改善した主な要因は、地方交付税の増額であり、交付税依存体質の財政構造は変わっておりません。

安定した財政基盤を確立するために、自主財源である町税等の増収につながる地域経済発展のための施策の推進や、納税意識の高揚を促し、収納率向上を目指してまいります。

財政健全化四指標においては、いずれも自治体財政健全化法の早期健全化基準を下回っており、今後も安定した運営を継続してまいります。

このような状況を踏まえ、新年度の当初予算における歳出では、引き続き経常的経費の抑制に努めるとともに、国の地方財政計画や第6次振興計画に基づき、事業費の精査を行ってまいります。

一方、歳入については、過去の実績や地方財政対策を基に、充分見込める計数で積算しております。

特徴的な事項としては、薬師山展望台や道の駅に隣接する広場の整備など、観光施設の機能強化、空き家を活用した移住・定住対策の実施、産業会館耐震化・消防庁舎改修などの公共施設の長寿命化対策、放課後児童の健全育成に向けた町営による学童保育事業の実施など、快適で活力に満ちたまちづくりを進める編成としております。

「住民参加・協働」

町の重要施策や発展計画、大型プロジェクトの取り組みなどについては、広く住民の意見を求め、企画立案の過程から意見反映してまいります。

昨年は、「木古内町動物の愛護及び管理に関する条例」の制定に関し、住民からの意見公

募制度に取り組み、3名のかたから意見が寄せられましたので、意見を取り入れ一部を修正して条例提案しておりますが、今後も住民参加のパブリックコメント制度に取り組んでまいります。

また、花いっぱい運動、公園や公共施設の管理など、地域住民と行政がお互いに役割分担し、協働のまちづくりを推進してまいります。

広報・広聴については、広報誌やホームページの充実、防災行政無線を活用し、迅速かつ的確な情報の提供を行ってまいります。

あわせて、本年も町政懇談会を開催し、広く住民の声を聞くことに努めてまいります。

「広域行政」

事務・事業の効率化や自治体間の相互協力を行う広域行政が進められており、今後も北海道や近隣市町村と、広域連携に適した業務の必要性について、調査研究を進めてまいります。

当町が参加している広域行政の渡島・檜山地方税滞納整理機構では地方税等の滞納整理、渡島西部広域事務組合では消防と環境衛生業務の推進、渡島廃棄物処理広域連合では廃棄物処理施設の運営、渡島西部地域介護認定審査会及び渡島西部地域障害支援区分認定審査会では、要介護状態や障害支援区分の審査と判定業務を行っております。

また、新幹線木古内駅活用推進協議会では、広域観光の推進、ＪＲ江差線対策協議会では、代替路線バスの安全運行に取り組んでおります。

なお、平成26年には函館市を中心市とする2市16町により、定住自立圏形成協定を締結しており、財政的な裏付けとなる共生ビジョンを策定しましたので、ドクターヘリの運航や道南いさりび鉄道への支援、広域医療体制や広域観光、基幹道路等のネットワーク整備などの取り組みを推進してまいります。

さらに、北海道新幹線の隣接駅がある「今別町との交流連携を進めてまいります。

また、本年も北海道渡島地域江戸川区交流推進協議会に参加し、渡島町村会と東京都江戸川区との連携事業に取り組んでまいります。

以上、第6次振興計画の施策に沿って、平成29年度の町政執行に臨む考え方を述べさせていただきました。

終わりに、活力と元気に満ち溢れ、生涯にわたり、希望や生きがいを持ち続けられる、「北の大地の福祉都市・きこない」の実現を目指し、議会並びに住民の皆様のご協力のもと、ふるさと木古内の輝かしい未来の創造に全力を尽くし、誠心誠意取り組んでまいります。

以上で、平成29年度町政執行方針を終わります。ありがとうございました。

○議長（又地信也君）　以上をもちまして、町政執行方針を終わります。

教　育　行　政　執　行　方　針

○議長（又地信也君）　日程第8　教育行政執行方針。

平成29年度　教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（野村広章君）　皆様、おはようございます。

平成29年第1回木古内町議会定例会にあたり、木古内町教育委員会の所管行政の執行に関

する主要な方針について申し上げます。

今日、国内における社会情勢は、少子高齢化に伴う人口減少、高度情報化の進展、産業構造の変化など数多くの課題に直面する一方で、世界においては国や地域という境界を超えて結びつきを一層強めており、広い視野に立ってグローバル化に対応する人材の育成がますます求められています。

また、将来の変化を予測することが困難な時代を前に、子ども達には未来に向けて自らの生涯を生き抜く力をどのように培っていくかが求められています。

国においては、学ぶことと社会のつながりを意識して「何を教えるか」「何を知っているか」という知識の質や量の改善はもちろんでありますが、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視する新学習指導要領の改訂が進められています。また、学びの成果として「どのような力が身についたか」「何ができるようになったか」を視野に入れた、学び効果を上げるためのカリキュラム・マネジメントの在り方について多くの議論がなされました。

このような中で、子ども達が自立し共に支え合う社会の一員として、豊かな人生を送ることができる「生きる力」をはぐくむことは教育の重要な役割であります。

このため、本町の教育大綱とした第6次木古内町教育総合推進中期計画の基本理念である「いのちをはぐくみ、ふるさとを愛し、たくましく未来を切り拓く人づくり」の実現に向け、子ども一人ひとりの確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよくはぐくむ調和のとれた教育活動が重要であり、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

また、長寿社会の中にあって、町民一人ひとりが生涯にわたり文化やスポーツに親しみ、生きがいをもって生活できる社会を目指し、主体性に基づいて、いつでも、どこでも、だれでもが自由に学ぶことができる生涯学習の充実に努めてまいります。

木古内町教育委員会は、以下のとおり重点目標を掲げ取り組んでまいります。

第一は、「学校教育の充実」についてです。

学校教育においては、小学校と中学校の連携を図り、児童・生徒や保護者の期待に応える魅力ある学校づくりに取り組むことを基本に、次の5項目について推進してまいります。

一点目は、「確かな学力の向上」についてです。

社会がめまぐるしく変化を続ける中で、児童・生徒が自立した人間として生きていくためには、義務教育9年間を通した基礎的・基本的な知識や技能の習得と、それらを活用できる力を確実に身につけることが重要であります。

このため、学校では「学校改善プラン」の確実な実践はもとより、個別指導や学習内容の習熟の程度に応じた指導など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努めてまいります。

また、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ「アクティブ・ラーニング」（調査・体験学習など児童・生徒の能動的な学習）の充実や授業と連動した家庭学習の定着化に努めてまいります。

さらに、実物投影機やプロジェクターなどのＩＣＴ機器を活用することにより効果的でよりわかりやすい授業ができるよう、教材教具の充実に努めてまいります。

放課後や長期休業中における補充的学習や、道教委から提供されるチャレンジテストを有効に活用し、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めてまいります。

国際理解教育については、コミュニケーション能力の育成のため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を引き続き配置し、言語や文化に対して体験的な理解を深めるなど、小中一貫性のある外国語活動の充実に努めてまいります。

特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒に対しては、教育支援委員会における適切な就学支援の下、児童・生徒の実態に応じた適切な指導と必要な支援によって、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるよう、校内支援体制の一層の充実に努めてまいります。

また、小・中学校に特別支援教育支援員を継続配置し、児童・生徒の教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援に努めてまいります。

二点目は、「豊かな心をはぐくむ教育の推進」についてです。

児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、児童・生徒に基本的倫理観や命の大切さ、他者への思いやりや美しいものを美しいと思える感性など、豊かな心をはぐくむことが大切であります。

このため、移行措置期間にある特別な教科「道徳」に関わる取り組みを着実に進めるとともに、学校における宿泊学習や職業体験活動などをとおして集団生活における規範意識を高め、自己肯定感や自己有用感をはぐくみます。また、将来の夢や目標実現のために粘り強く懸命に努力することができる、活力に満ちた児童・生徒をはぐくむため、外部講師などを活用した事業への支援を行ってまいります。

ふるさと教育については、社会科副読本の活用を図るとともに、我が町の歴史、文化及び産業などを取り上げ、地域の特性を生かした教育活動の充実に努めてまいります。

読書活動については、学校図書館の蔵書の充実はもとより、朝読書の推進や家読書の奨励に取り組むとともに、公民館図書室との連携を図り、豊かな感性や創造力、表現力をはぐくむ活動を推進してまいります。

学校におけるいじめや不登校の問題については、すべての学校や教職員が自らの問題として切実に受け止め、関係機関との連携はもとより、家庭と一体となって取り組むべき重要な課題であります。

このため、「木古内町いじめ防止基本方針」や学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの徹底やいじめの実態把握、より良い学校生活と友達づくりのための子ども理解支援ツール「ほっと」などを活用し、教育活動の実践をとおして、より良い学級集団や学校づくりを進めてまいります。

ネットトラブルへの対応や情報モラルの確立、薬物の有害性についても、子ども自らの問題として捉えることができるよう、指導の徹底に努めてまいります。また、心の教室相談員（スクールカウンセラー）を引き続き配置し、教育相談機能の充実を図るとともに、子ども達の心の成長を側面から支援してまいります。

三点目は、「健康な体と体力の向上」についてです。

児童・生徒が生涯を通じて運動に親しみ、心身ともに健康で活力ある生活を営むため、体

力・運動能力や健康管理能力等の基礎的能力を育成することが大切であります。

このため、児童・生徒に運動や遊びなどの楽しさを実感させるとともに、運動習慣の定着を図るため、道教委から提供される体力向上支援プログラムなどを積極的に活用し、体育の授業の充実や日常の体力づくりに取り組んでまいります。また、縄跳び大会や水泳学習、スキー学習による体力づくりの充実のため、学校支援事業との連携を図りながら推進してまいります。

児童・生徒の基本的生活習慣の確立のため、学校や家庭、地域や関係機関と連携して「早寝・早起き・朝ごはん・そと遊び」運動を推進するとともに、望ましい食習慣を形成するため、義務教育9年間を見通した食に関する指導計画に基づき、栄養教諭を中心に食に関する授業や給食だよりによる情報提供など、学校と家庭との連携のもとに食育の充実に努めてまいります。

学校給食については、安全で安心な給食の提供のため、施設の改善や食器等の更新をはじめ、学校給食衛生管理マニュアルに基づく衛生管理や調理関係職員の健康管理を徹底し、食物アレルギーへの対応や食中毒防止など安全対策に努めてまいります。また、栄養バランスの取れた献立の工夫や国内産の食材や地場産物の積極的な活用に配意しながら、美味しい学校給食の提供に努めてまいります。

保健活動については、健康診断や日常の保健指導により健康状態を的確に把握し、児童・生徒の健康保持や健康増進に努めてまいります。また、児童の歯や口腔の健康づくりのためのフッ化物洗口や、胃がん予防のための中学2年生に対するピロリ菌検査を引き続き実施してまいります。

四点目は、「信頼される学校づくり」についてです。

児童・生徒を健やかにはぐくむためには、学びの中心である学校、子育て基盤となる家庭、人間性や社会性を培う場となる地域が互いに連携し合い、それぞれの役割を果たすことが大切であります。

このため、学校においては学校評価を生かし、教育課題解決のため、全教職員の創意を活かせる協働体制の確立に努めるとともに、家庭・地域に開かれた学校づくりに取り組んでまいります。

本年度から小・中学校において、コミュニティ・スクールを実施し、保護者や地域に学校の教育活動に関する積極的な情報発信をすることや学校経営に対する提言を受けるなど、地域とともに歩む学校づくりを推進してまいります。

安全教育については、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校安全計画の改善・充実を図るとともに、交通安全や防災のための指導・訓練を計画的に実施してまいります。また、登下校時の総合的な安全対策についても、警察や関係機関の連携を図り取り組んでまいります。

児童・生徒に直接関わる教職員は、子どもや保護者の信託に応え、責任ある教育活動を展開するため、教職員自らが探究心を持ち、学び続ける存在であることが不可欠であります。

このため、町教育研究所と連携し校内研究や公開授業の取り組みを進めるとともに、教育課程や生徒指導等に関する各種研修会への積極的な参加奨励に努めてまいります。また、学力向上や体力向上等に向けた先進地への派遣研修を進めてまいります。

保・小・中の連携教育については、教育活動の活性化のため、異校種間の連携や全体が連携した交流を道徳教育や総合的な学習の時間などと関連づけながら取り組んでまいります。

五点目は、「学びの環境の整備」についてです。
児童・生徒が楽しく学び、夢や希望を大きくはぐくむためには、安全で快適な環境整備が大切であります。
このため、木古内小学校においては、児童用机・椅子を更新するとともに、義務教育教材備品の整備をいたします。
木古内中学校においては、校舎内カーテン取り替えや手摺りの設置をはじめ、体育館床金具の修繕や屋外時計設置の整備をいたします。
また、教職員住宅の改修工事や教職員用パソコンの更新を行います。
学校給食センターにおいては、蒸気配管や食器洗浄機運行レーンなどの修繕を行うとともに、フライヤー備品や給食食器の一部を更新いたします。
児童・生徒の学校給食費をはじめ、小・中学校の部活動やスポーツ少年団活動における全道・全国大会出場に伴う経費については、引き続き全額助成を行います。
なお、平成30年4月の入学者を対象とした就学援助費については、保護者の負担軽減を図る観点から、その保護者に対して入学前に支給いたします。

第二は、「生涯学習活動の推進」についてです。
生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学ぶことができる環境づくりが大切であります。
このため、事業計画を策定し、各事業に取り組んでまいります。
生涯学習活動においては、次の5項目について推進してまいります。

一点目は、「読書活動の推進」についてです。
読書活動は、ことばを学び、感性を磨き、表現力と創造力を豊かにする人間形成に大切な学習活動であります。
このため、「木古内町子どもの読書活動推進計画」に基づき、中央公民館図書室の蔵書充実に努めるとともに、図書室だよりの発行など広報活動の充実に努めてまいります。
町民が利用しやすい図書室を目指すため、道立図書館との連携事業を実施するとともに、読書ボランティアの方々との連携による読み聞かせ会や手作り絵本活動の充実に努めてまいります。また、なかよし移動文庫や宅配事業の充実を図るとともに、図書室サービスの向上に努めてまいります。
誕生から本に親しむ環境づくりのため、0歳児の子どもと保護者のかたを対象に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き進めてまいります。多くの子ども達が本に親しみ、本の楽しさを知り、そしてお気に入りの一冊を探しに図書室を訪れることを願っております。

二点目は、「社会教育の推進」についてです。
青少年健全育成については、地域全体で子ども達をはぐくむという観点で、学校・家庭・地域の連携を深め、豊かな自然環境や地域の教育力を生かした体験活動を進めてまいります。

このため、無名塾をはじめ野外活動交流事業や子どもの基本的生活習慣の定着を目指す通学合宿事業の充実に努めてまいります。

子ども会やスポーツ少年団活動においては、連帯性や協調性を身に付けさせるために、ボランティア活動、自然体験活動、地域行事などへの参加促進に努めてまいります。

青年教育については、青年の仲間の輪を広げ活動の活性化を図るため、青年塾を開催し交流を深めるとともに、町づくり活動につながる支援に努めてまいります。

家庭教育については、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身につける上で大変重要な役割を果たします。

このため、学校と家庭、地域が連携して基本的な生活習慣の定着化を図るとともに、親子がともに参加できる体験活動の機会や子育て支援に関する情報提供に努めてまいります。

成人教育については、学習ニーズに対応した学習機会の充実を図るため、趣味や教養に関わる公民館講座や地域に出向く出前講座の充実に努めるとともに、広報活動や学習情報の積極的な提供に努めてまいります。

高齢者教育については、高齢者の方々が仲間との交流や学習活動を通じて地域と関わり生きがいと自立心を持ち続けることができるよう、引き続きリロナイふれあい学園の充実に努めてまいります。また、高齢者の方々が培ってきた豊富な知識や経験を生かし、指導者として活躍できる地域活動や世代間交流などの機会拡充に努めてまいります。

三点目は、「芸術文化活動の推進と文化財の保存・活用」についてです。

芸術・文化に触れることは、その素晴らしさを実感し、生活の中で潤いと感動が得られ生活を豊かにします。また、人と人とのつながりを築くといった役割も担っております。

このため、地域の特徴を生かした文化活動を支援するとともに、各種文化団体と連携を図り、文化の振興に努めてまいります。また、文化団体や各種サークル、学校や保育園等と連携し町民文化祭や音楽祭を開催するとともに、公民館ギャラリー四季の活用を促進するなど、日ごろの活動の成果を発表する機会の充実に努めてまいります。

芸術鑑賞事業については、子ども達に美しい影絵の世界に触れる機会を提供するとともに、町民の皆様には小樽商科大学マンドリンクラブなどを招へいする優れた音楽鑑賞の充実に取り組んでまいります。

また、次世代に引き継ぐべき多くの魅力ある地域文化や恵まれた自然環境など、本町の歴史や特色を知ってもらう事業を推進し、郷土愛の醸成を促すことが大切であります。

このため、郷土資料館「いかりん館」が主体となり、講座や展示の充実をはじめ学校の社会科・総合的な学習の時間への出前授業などを通じて、町民に学習教材や資料を提供し、文化財保護の意識啓発やふるさと意識の高揚に努めてまいります。また、学習教材や資料として幅広く活用できるよう、発掘された遺物や生活文化財の整理に引き続き取り組むとともに、文化財の調査研究や展示内容の充実に努めてまいります。

高規格幹線道路建設に関連した埋蔵文化財の調査は、今年度幸連地区において行われる予定であるため、道教委などの関係機関と連携しながら引き続き保護・活用に努めてまいります。

四点目は、「健康づくりと生涯にわたるスポーツ活動の推進」についてです。

スポーツをとおして町民が健康で豊かな生活を過ごせるよう、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツ環境の整備が大切であります。

このため、スポーツ推進委員や各種体育団体などと連携し、体力や年齢に応じて誰もが気軽に取り組むことができるニュースポーツや体力測定をはじめ、各種大会や教室など学習機会の充実に努めてまいります。また、小・中学生を対象とした各種ジュニア教室や体力測定を引き続き進めてまいります。

渡島管内や渡島西部四町などの交流事業を促進するとともに、体育協会やスポーツ少年団などと連携を図り、自主的なスポーツ活動の支援に努めてまいります。

ふるさとの森プールについては、水に親しむ運動促進教室や水泳教室の充実を図るとともに、多くの町民の皆様が気軽で快適に利用していただけるよう、施設運営の工夫に努めてまいります。

五点目は、「社会教育施設の整備」についてです。

社会教育施設は、町民の学びの場であると同時に、仲間づくりや地域づくりの拠点機能を持つ施設であり、町民が安全に安心して利用できるよう、施設の整備を図ることが重要であります。

このため、中央公民館とファミリースポーツセンターにおいては、災害時における町民の避難場所となる施設として既に耐震工事を終えていますが、今年度はボイラーや陶芸釜の修繕をはじめテーブル・椅子の更新や野球場夜間照明制御盤改修工事を行うなど、それぞれの施設の機能が十分に発揮できるよう、定期的な点検や改修を進めるとともに、施設の効率的な運営と維持管理に努めてまいります。

また、郷土資料館収蔵庫については、建設工事に向けた実施設計を進めてまいります。

なお、今後の整備計画については、町の振興計画との整合性を図りながら、中長期的展望に立った施設設備の整備に努めてまいります。

以上、平成29年度の教育行政の主要な方針について申し上げました。

ふるさと木古内町の未来を担う子ども達が、元気で笑顔あふれる学びをとおして、生きる力をしっかり身に付けるとともに、町民一人ひとりが健康で活き活きとした人生を送ることができるように、文化に親しみスポーツを楽しむための学びの環境づくりに取り組んでまいります。

教育委員会としては、教育に課せられた大きな使命を果たすため、着実に教育行政を推進してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上で、平成29年教育行政執行方針を終わります。

○議長（又地信也君） 以上をもちまして、教育行政執行方針を終わります。

昼食のため、午後1時まで、休憩をいたします。

休憩　　午後12時01分

再開　　午後 1時00分

一　　般　　質　　問

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第9　一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに、2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　2番　新井田昭男です。

平成29年第1回議会定例会において、一般質問をさせていただきます。

1項目でございます。

シャトルバス（仮称）運行で、地域活性化を。

少子高齢化や人口減少問題は、地方創生による人口減少対策を実施しても未だ大きな成果・進展が見られず、国や各自治体の根幹を揺るがす大きな問題となっております。

木古内町の人口ビジョンでは、人口減少のペースを抑制しても人口推移は、平成72年では1,992人、63％減と見込まれております。このような状況の中で、昨年の新幹線開業もあり道の駅の集客数は既に55万人を超え、我が町に大きな経済効果をもたらしました。

しかし、今後の我が町の地域振興を考えた時、町民の内需拡大を柱とした総合的な地域振興策を図る重要性、そして必要性を強く感じます。

そこで、特に高齢者の皆様のお力添えが必要不可欠と考えます。町内でのさらなる消費、購買力の向上と町内活性化を図るためには、交通アクセスの充実が必要と思われるため、次の2点について町長の見解をお伺いします。

①現行の医療機関送迎バスとの提携を図り、効率的なシャトルバス（仮称）の運行。

これに関しては、メリットとして一つ、交通費用の負担軽減が図られる。一つ、地域住民のさらなる消費、購買力の向上が図られる。一つ、高齢者の皆さんの気晴らしや交流が図られる。これは括弧としてあげてありますけれども、地域包括ケアの促進にもつながる、そんな意味合いももっております。一つ、継続運行により総合的地域振興や、活性化による相乗効果が期待できる。

②町内各種イベント時に、関係交通機関との連携によるシャトルバス（仮称）の運行。

メリットとして一つ、本町地区や他地区でのイベント開催で相互のさらなる集客増が見込める。一つ、集客増によるさらなる消費、購買の向上が図られる。一つ、各種イベント時の運行により、地域振興や活性化を含む相乗効果が期待ができる。以上でございます。

○議長（又地信也君）　答弁を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　2番、新井田昭男議員のお尋ねにお答えをいたします。

シャトルバス運行についてのお尋ねでございますが、1点目の医療機関送迎バスとの連携につきましては、現在、日々の利用者数は一定はしておりませんが、多い時は乗車定員に近い利用がございます。

こうした中で、一般のかたが利用することを考えますと、医療機関を利用する本来の利用者に影響が出ることが心配されますこと、またそのことが原因でトラブルが発生することも心配されます。

また、運行ダイヤは、医療機関の診療時間にあわせた設定としておりますので、運行本数が限られておりますことから、行きだけに限らず帰りのバスにおいてもトラブルも懸念され、町内を走るシャトルバスとしての役割は果たすことができないと考えております。

一方、町内で利用できる交通機関は、鉄路では道南いさりび鉄道が木古内－函館間を毎日9往復、路線バスでは函館バスが木古内－函館間を毎日6往復、木古内－江差間を6往復運行しており、町内には民間のハイヤー会社がありますので、交通アクセスは比較的充足していると認識をしております。

また昨年、当町が実施した木古内町日常生活圏域ニーズ調査においては、日用品の買い物ができないと回答されたかたに、買い物の方法を尋ねており、家族やヘルパー等何らかの手段で買い物ができているということがわかりました。

こうしたことから、シャトルバスの運行につきましては、いまではないと考えております。

次に、各種イベントの開催時における送迎バスにつきまして、はつらつ演芸会、高齢者スポーツの集い、安全安心住民大会、町民文化祭ステージ発表など、各種事業に運行し、住民の皆様にご利用いただいております。

時々の事業によっては、利用者数が少ないケースもあると報告を受けておりますので、効率の良い運行を目指し、次年度以降にも運行形態も含めて検討することにしております。

○議長（又地信也君） 2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君） いまの町長の答弁に対して、町のいま現在やっている部分に関しては、いろいろゼロではないということは理解しております。

ただ、私もこの①の医療機関送迎バスとの関係に関しては、資料もいただきまして、年間の利用者、6医院の運行状況になっていると思いますけれども、だいたい概ね1日平均14名から15名と。そういう中で本来言いたかったのは、関係の医療バスじゃなくて、関係機関のバスを新たに仕立ててと思ったのですけれども、いまある現行のそういう機関を利用しながら、コストの削減も図りながらそんな思いも実はあったものですから、あえて現行の医療機関という形の中でちょっとお話をさせていただいています。

いま答弁を聞きましたけれども、いま言ったように民間の交通機関、あるいは道南いさりび鉄道ということは、十二分に承知はしております。

ただ一つは、このメリットの中で交通費用の負担軽減が図られるというのは、これはまさに地元住民の声なのですよね。いま買い物もある程度そこそこいろんな機関をとおして購入できているというお話もありましたけれども、それはそれとして別に良いことでありますし、そういう機関があるということは便利な図りなわけですから、それはそれでいいのですけれども、やはり前段に申し上げたこの我が町の状況。人口減も含めて、やはりこういう状況の中で、どうしたら活性化になるのだろうと。そこだと思うのです。やることによってコストがかかるからやらないのだというふうにどうも聞こえるのですよ、私は。そうでないのかもしれないけれども。じゃあいまの状況の例えばいさりび鉄道だとか、地元の交通機関だとかというだけで、活性化が図られるのということですよね。私はそうでないと思います。こういうことをやることによって、例えばいま町長がおっしゃったように、これは満杯な時もあるとおっしゃいましたけれども、そうだったらそれなりに手立てをすればいいわけで、私は一つの案としてこういうご提案をさせてもらっているのですよ。だから、それはやるやらないというのは、私はあえて具体的にこういう消費だとか購買力が図られるのだとか、地域包

括ケアにも関わる部分があるのだとか、こういう部分は提案をさせてもらっているのですよ。そういう中で、「こんなのはあまり参考にならないよね、新井田議員。これはちょっとのめないよ。」とどうしても言うのであれば、これはやむを得ないのだけれども。しかしながら、やはりいまの状況を考えると、二極化なのですね。集客状況何てのは、確かに55万人も来ているわけですよ。これはもう認めます。ただ、これが永遠と続くわけでもない。はたしてことし以降、どうなるかというのも一生懸命やられている部分はわからないわけでもないけれども、ただ、そういうリピーターが今後来ていただいて、本当の意味の活性化になるのかということですよね、一つ懸念されるのは。そういう中では、やはり地元のお力添えをいただいて、そして根本から購買含めた消費含めた掘り起こしを行政が指導力を持ってやっていかなければだめじゃないかと思うのです。こういう提案だからだめだということではなくて、こういう提案の中で行政とすればどうしたら底上げができるのだろうかと。お示ししてくださいよ、どうするのか。私はこういうふうに提案をしたけれども、こうじゃなくてこういう方法があるのだというのがあったらお示ししていただければ、大した助かりますよ。納得しますよ。そうじゃなくてこういう部分がまず、例えば近隣町村を見てみれば、知内さんなんか例えばデマンドバスを出していますよね。であれば、期限限定で75万の費用をかけてやっていますよ。去年やったのだけれども、去年は非常に利用者が少なかったと。でも、ことしもう1回やると。そのためにも一戸一戸行って、「どうかこういうふうにやりますから利用してください」と戸別に訪問をしていくのですよ、知内町さんは。だから、活性化のためには町職員の皆さんもやはりそのくらいの気迫を持ってやってもらうということが必要ではないかと思うのです。そのためには、こういうやはり何だかんだ言っても高齢者の皆さんというのは力があるのですよ。購買力も持っているのです。だから、そういう底上げをどうやって皆さんのお力添えをいただいて活性化になるのだということを、私は一環としてですから。町長がだめだと言うことであれば結構です。結構だけれども、じゃあ対案をお示しいただきたい。

もう一つは、町内のこれはイベントに関しては、やはり個人的に思うのだけれども、祭りを含めていろいろやっています。ただ、やはりそういう機関にあわせたバスがないために行きたいな、だけれどもちょっと足踏みをしている。行けば消費が生まれるし、購買力も生まれるのですよ。そういう部分の掘り起こしをしないで、だめだだめだということだったら、何もどうなのだろうと。やはり地元の力というのは、まだまだ私はキャパがあると思うのですよ。若い人がもう流出するのは、これはやむを得ないことですよ。だから、できないをねだっても仕方がないわけです。できることからまずやりませんか。こういうのなんてのは、できるじゃないですか。いくらかかるのですか。だから、限定でもいいからまずやってみるとか、そういうお話だったら私も何とか前向きに考えていただいているのだなと思うけれども、確かに行政とすればやはり民間の交通機関やいさりび鉄道があるというような話はわからないわけでもないです。だけれども、それはそれとして利用価値があるわけですよ。何もそれが私は悪いとは言っていないですし、大いに活用していただければ。ただ、それだけでいいのと。もっともっと別な方法もあって、プラスアルファというのはあるんじゃないの。

もう一つは私が言いたいのは、やはりやることによってリターンがあるわけじゃないですか。消費をすれば購買すれば、町にリターンが入ってくるだけじゃないでしょう。何もしないと何もないのですよね。だから、そういう部分は強く私は感じるのです。町長がどうして

もだめだということなのか、いま私の言った本当にうわべだけに聞こえているのかどうかわかりませんけれども、私は私なりにやはり町民のことを思ったり、町のことを思ったり、そんな思いでここに立っているのですよ。だからまず、せめて試験運行という形を取って、「新井田議員、やはりだめだ」と、「どうしてもみんな動いてくれない」と。そういうことであれば私は、「町長、そうでしたか」と納得する部分はありますけれども、頭越しに町のためあるいは町民のための掘り起こしの提案の中で、私は別に悪い提案じゃないなというふうには思っているのですけれども、その辺どうでしょうもう1回。いま私の情緒は非常に言い方が悪いのですけれども、もう1回その辺ちょっといま聞いた私の話の中で、町長がどういうふうにどうしても曲げられないということであれば仕方がないのだけれども、その辺もう1回お聞かせていただければと思います。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　一つの課題ではなくて、この質問の中では地域の活性化、さらには住民の軽減負担、利便性、こういったことが含まれておりますので、優しくはないのです。

一つはまず、地域の活性化ということで考えますと、おそらく消費ということになりますと、商業が中心になるのではないかと思うのですが、商業の皆さんにおいてはそれぞれの事業として努力をされていると思います。私の近くのお店でも金額に応じて物を家まで届けるとか、様々なサービスをしてお客様にどうして来ていただくかということを真剣に考えて実践されているところもあります。このバスと地域の活性化が結びつくかというところに、若干私としては違和感を感じているのですが、また住民のコスト負担という点で考えますと、住民の皆さんがこういう無料のバスを利用するのは望ましいと。確かに負担だけ考えますとそうなるかと思いますが、かつて議会議論があったのは、当町で病院医療バスを福島町まで走らせましょうと。この時に議会議論では、「バスを走らせて採算が取れるのか」とこういう議論がありまして、「採算が取れるデータを持ってきてください」と。私は、「これはやってみなければわからない」という答弁をしたのですが、「それでは受けられない」という議論がありましたので、いまのはケースは違う、時代背景は違うものの、やってみなければわからないことに提案できるかどうかという心配もしております。

○議長（又地信也君）　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　町長の見解はわかりました。いずれにしてももう少し何ごとにも（ブザー音）前向きに、今後も対処していただければなとそんなふうに思います。ありがとうございました。これで終わります。

（20分の時間制限に達したため終了）

○議長（又地信也君）　一般質問を続けます。

次に、1番　佐藤　悟君。

○1番（佐藤　悟君）　1番　佐藤　悟です。

平成29年第1回定例会におきまして、一般質問を行います。よろしくお願いします。

町史の編さんについてでございます。

現在の町史は、昭和57年町制施行40周年に発行されております。

私は、平成22年12月の定例会におきまして、一般質問を行いました。町史の編さんについて行いましたが、その時の町長の答弁では、「重要な課題であり、新年度よりしっかりと編さんの準備を整えてまいりたい」という確か答弁をいただいたと思っております。

それからことしでもう6年になります。早急に編さんの準備に取り組む必要があると再度考えておりますが、町長並びに教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（又地信也君）　答弁につきましては、町長、教育長とありますが、町長、教育長のほうで答弁調整をいたしました。答弁が同様となるとのことですので、教育長から答弁をさせます。

教育長。

○教育長（野村広章君）　1番、佐藤　悟議員のお尋ねにお答えいたします。

町史編さんへの取り組みに対する考え方のお尋ねでございますが、ご指摘のとおり木古内町史は昭和57年に刊行され、35年を経過しており、この間、当町においては人口の減少をはじめ、昨年の北海道新幹線や道南いさりび鉄道開業などによる交通体系の変化、産業構造や住民の生活様式の変化など、町の歴史に大きな変貌がみられます。

町史の目的は、町の沿革に関する記述にあわせて、産業や生活や文化など各種資料や重要な歴史資料を整理・保存し、後世に伝えることであります。

このため、町史編さんに関わる準備については、町の歴史や文化の保存機能を確保するために、平成27年3月、郷土資料館いかりん館を整備し、資料の収集や管理・活用に努めてまいったところでございます。

また、町史編さんに関わる内容については広範囲に及ぶことから、町担当部局との連携を図りながら準備を進めていくことが肝要であると考えております。

したがいまして、教育委員会といたしましては、新年度早々、役場内の検討委員会を立ち上げて、町史の編さん計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（又地信也君）　1番　佐藤　悟君。

○1番（佐藤　悟君）　ただいま教育長のほうから答弁をいただいたわけですが、確かに私の質問はちょっときつい面もあったかと思いますけれども、前段やはり新幹線の開業、木古内駅の開業、準備その他でやはり町長以下管理職も全てご多忙であったというふうに私も理解しておりますが、それはそれとしながらも私の言っていることは、既に6年前に準備をしてはという質問であったと思うのです。教育長のほうからもただいま答弁がございましたけれども、どうも私の言っていることとかみ合わない点があるような感じがいたします。

ということは、資料館は資料館と整合性を持って編さんというような言い方のようですけれども、確かに資料館の資料も大事かもしれませんけれども、町史の編さんというのはまた別問題でないかなというふうに私は思っています。

ということは、これは町長にお伺いしたいのですが、この町史の編さんは編さん委員というのがあって、一歩前に進むのではないかなと私は思っています。この編さん委員というのは、町長の任命なのか教育委員会の任命なのか、これをお伺いしたいなと。そうしないと前に進んでいかないのではないかなと。いかりん館の話が出されたってまだまだいかりん館は資料のことがこれからまだまだあるようですから、取りあえず町長にその点をお伺いしてから、また質問に入りたいというふうに思っております。

さらにこれに関連いたしまして、この編集委員さんはボランティアなのですか。その辺のことも確認したいと思っています。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　お尋ねの委員の任命につきましては、私のほうでさせていただく

ことになります。

まだ、それに積もった報酬等につきましては、現段階で決めておりませんので、この委員の選定前に報酬などについての決定をしたいと思っております。

○議長（又地信也君） 1番　佐藤　悟君。

○1番（佐藤　悟君） ただいま町長のほうから答弁をいただいたわけですが、委員の任命は町長のほうであるというような答弁ですけれども、私は編さんは直接町長が携わるわけでない、町長はトップですから、だからまずこの委員の任命を早くしてほしいということもあって、6年前にこういう発言をしているのですが。だけれども、いまの町長の答弁ではそういう心の準備もできていないような答弁なのですよね。もう6年もなりますので、当時私は町制施行70周年のこともちょっと触れました。これは、何年もないことだから当然そこではできないというようなことを思っていましたけれども、新幹線の開業はその後昨年の3月26日でしたか、本当にこれに対しては町長以下ご苦労さんと私は言いたいと思います。だけれども、全て早くやれとは私は言っておりません。少なくともやはりこういう準備だけは、心のあれとして考えていたのかなと思っていたのですけれども、未だかつて何も進んでいないということなのですよね。非常に残念に思います。まず、だから委員の選任、これはいつ頃まで選任される予定でいるかお伺いしたいと思います。

○議長（又地信也君） 教育長。

○教育長（野村広章君） 編さん委員の委嘱ということでございますけれども、前回町史を編さんした時に、まず編さん委員がいて、編さん委員を組織して、そこで資料収集をしていたと。そして、組み立てて印刷をした。これが11年かかったと。非常に苦慮した11年間だったのだなというふうに私は思っています。

いま考えている準備としては、やはり資料収集が大事なのです。ですから、行政資料等を中心にして、各課の検討委員会を立ち上げて、そこで資料を収集して、編さん委員の組織はそのあとに組んでいきたいというふうな考え方であります。

前回のものとはちょっと違った形になろうかと思います。前回は、本当に松前の町史、松前藩の通史、これをひもを解いていろいろ木古内町との関わりをそこに入れていったという非常に資料のない中で、苦しい作業をしていたのではないかなと思うのです。

いまある町史は、現代昭和の50年代あたりで止まっております。そのあとの町史の歩みにするのか、全体を検討していかなければいけないかというような部分をまずは町内で検討をさせていただいて、そして仕組み作りをしていくとそのような段取りで考えております。

○議長（又地信也君） 1番　佐藤　悟君。

○1番（佐藤　悟君） どうも私の考えと考えが違う面がありまして、まず編さん委員会か何委員会になるかわかりませんけれども、委員が決まって、委員が選定して、その委員さん達が資料の収集なりを考えていくものと私は判断しています。ところがいまの教育長の見解では、ちょっと違っているなというふうに思うのですけれども、どういうふうに。町長の話も早速準備に取りかかるというようなこともございましたので、その間6年間ですよね。だから、先ほど言った新幹線の関係もいろいろあったから多少はなんですけれども、やはり町内でそういう検討なりももう既に終わっているものと私は思っておりました。だけれども、いまの答弁の中では全くまだ前に進んでいないような答弁で、非常に残念に思っています。町長、その辺のことをもう一度、答弁願います。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　佐藤議員のお尋ねがありますように、私どものほうとすれば議員が当時質問をされた時は、担当課がまちづくり新幹線課でありました。そのあと、教育委員会に所管を移したのですが、様々な幾つかの理由・要因などはあったのですが、着手に時間を要したということは、紛れもない事実でございますので、ここは謹んでお詫びしたいと思います。

これまでの町の事情で遅れたということでございまして、きょう改めて貴重なご意見をいただきましたので、町制施行80周年の発刊に間に合うように組織を庁舎内で立てて、選考編さん委員を選出して、その中で迅速に作業が進むように所管の教育委員会と連携をしていきたいと思っております。

○議長（又地信也君）　1番　佐藤　悟君。

○1番（佐藤　悟君）　改めて町長さんのほうからスカッとするような答弁をいただきました。私も当時6年前には、70周年だとか何とかと言ったのですが、やはりこれからもう町制施行80周年、あと5年しかございません。これに向けてという私の気持ちがあったのですよね。いま町長の口からそういう答弁をいただきましたので、ぜひその方向に向けて今後、頑張っていただければありがたいと思います。以上で終わります。

○議長（又地信也君）　次に、4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　4番　竹田　努です。

平成29年度の町政執行方針について、お伺いしたいと思います。

昨年は、北海道新幹線開業によって、木古内町を全国にＰＲできたこと、また道の駅等もあわせた交流人口の増などの成果があり、次年度以降も続いていくことを期待をしているところであります。

今年度の当初予算の中で、念願であった新規の事業も随所に計上されており、新幹線関連事業が終息後、住民目線の事業が出てきたことを評価したいと思います。

町政執行方針には、新しい制度を活用した施策等も登載されておりますが、町の課題である人口減少と少子高齢化、財政の健全化の視点から、下記4点について、町長の考えを求めたいと思います。

一つは、介護保険事業は第6期の最終年、保険料も含めて厳しい運営だと思っておりましたが、執行方針の中では介護給付の適正化を図って、安定的な介護保険事業を目指すと。町長の強い福祉都市きこないの熱意が受け取れるわけであります。7期に向けての意気込み、また施策等について伺いたいと思います。

二つ目は、数年で主伐期を迎える町有林のスギ材を地材地消の観点から、町民に向けてリフォーム等に利活用をさせ、道南スギの良さを全国に発信、そして移住・定住につながればと考えるところであります。

三つ目は、港団地の建替え基本設計業務委託が予算計上されておりますが、執行方針の中の公営住宅の個別施設計画がどう反映されるのか伺います。

4点目は、昨年導入しました人事評価制度をどのように評価をし、次年度どのような効果を期待させるのか、その辺について伺います。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　4番、竹田　努議員のお尋ねにお答えをいたします。

平成29年度執行方針についてのお尋ねでございますが、はじめに介護保険事業計画につきましては、第7期介護保険事業計画の策定に向けましては、今後の制度改正の状況や国が示す基本方針などを踏まえまして、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、適切な介護サービス量を見込み、適正な介護サービスの提供を推進してまいります。

次に、町有林につきましては、町有林の人工林が640ｈａ、そのうち536ｈａは道南スギでございます。そのうち50年生以上の標準伐期齢を迎えている面積が450ｈａありますので、毎年3ｈａから5ｈａの皆伐を実施しております。

町では、平成24年4月に木古内町地域材利用推進方針を策定し、公共建築物等における木造化、内装等の木質化を自ら率先して地域材の利用に努めるとともに、公共建築物以外での地域材の利用促進に努めており、北海道新幹線木古内駅舎、南北自由通路、また道の駅みそぎの郷きこないや、駅前通商店街景観統一事業として、10棟に道南スギが利用され、地材地消の取り組みを推進しております。

また、道南の自治体、林業、建築団体などで構成する道南スギ産地形成推進協議会におきまして、利用促進交流会などをとおして、道南スギ利用についてのＰＲを図っているところでございます。

一方で、リフォーム等への地元材の利活用につきましては、町内で使用するための流通形態が整っておりませんので、空き家リフォーム助成事業などでの利活用は極めて困難であります。改善に向けまして今後、関係業界と検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、公営住宅の個別施設計画の策定につきまして、先行して公営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、その後に港団地の建て替えに取り組むとこのようにしておりますので、平成28年度に策定したこの公共施設等総合管理計画の個別計画には、本計画であるこの計画には、反映しているとご理解いただければと思います。

次に、人事評価制度につきまして、この制度につきましては、職員の能力開発と人材育成を目的としております。

取り組みの流れは、年度当初に管理職が課の目標を設定します。次に、管理職も含む課員全てが個人目標を設定します。その後、面談、中間評価を経て、年度末に最終評価ということで、5段階での流れとなります。

この評価の基準となる個人目標の設定は、評価する側の職員とされる側の職員、双方により、業務の重要度や事務量、あるいは課題解決の手法などを深く掘り下げ、相互理解の上で共有することになります。

ここが本制度の柱ということになるわけでございまして、単に上司が部下を一方的に評価するというものではなく、業務の目標の策定段階から、業務に対する双方の理解を進め、個人ではなく組織として、業績の向上や改善を果たすということになります。

また、年度末の最終段階において、結果だけを見て良し悪しを判断するのではなく、その結果に至るまでの過程段階、中では中間評価ということも行いますので、この過程段階で適切な助言を行うなど、評価する側のマネジメント能力の向上を図るというのも取り組みの一つとなっております。

本制度につきましては、新しい取り組みでありますので、実施に向けましては、全職員の共通認識を高め、制度の説明、評価までの手順など、必要な研修・演習などを行いまして、慎重に進めているところでございます。

今日、目標設定から最終評価までの過程において、自らの長所あるいは短所に気付いたことや、業務の効果的な進め方の助言など、一定の効果は出ていると認識をしております。

一方で、職員間での本制度に対する認識の度合いというものに、差があることも認識をしております。

今月末は、最終評価が行われるわけですが、この評価におきましても、管理職間での差が出ることも予想されますので、新年度以降におきましても、いかに共通認識を図って、信頼性、公平性を高める取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、給与や昇進などの処遇の反映につきましては、評価の妥当性、納得性を高めた上で、継続していくことといたします。以上でございます。

○議長（又地信也君） 4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君） いま、町長から答弁をいただきました。4番目の人事評価、この部分について昨年の常任委員会の中で説明があって、この資料。地公法の一部改正に伴う法律によって、こういうものを実施をしなければないということなのです。それはそれとしても、ただこの中に謳っているそのことが任用だとか給与分限に至る部分でのそういう人事管理がされるという部分で、ここでは勤務評定とは違うということもきちんと明示をしていますから、そこはある程度理解できるところもあるのですけれども。やはり、ともすれば危険な部分もあるのかなという部分で、ただこれから進んでいく中で、町長がいま答弁したように、職員間の構成だとか平等構成だとかにもってこの人事評価、この制度にいろんなチェックする表等もありますから、個人の意見を聞いたりそういう部分で進めるということですから、それはそれで。今後、このことが活かされて良いほうに行政の施行ができればなというふうに思うところであります。

それから、3番目の公営住宅個別施設計画が反映されると町長の答弁ですけれども、我々この執行方針を見て、確かに5年前に公営住宅等の長寿命化計画。これをやって、それも見直すよということなのですよね。ここで私が聞いている執行方針にも明示されていますけれども、公営住宅個別施設計画というのは、別ものなのではないですか。長寿命化計画とは違う計画なのですよね。だとすれば、それが活かされるとすれば、ことしもう港団地の公営住宅の基本設計を発注するわけだ。本来であればこの公営住宅の個別施設計画を立てて、それが反映されるのであれば、それができた暁にこの基本設計なり公営住宅の設計に入るものだというふうに思うのですけれども、その辺取り違いなのかどうなのかという部分について再度、お願いしたいと思います。

それから、2番目のスギ材の活用について。私は、やはり長年先ほど町長も言ったスギの面積等これだけありますよと。例えば、これから皆伐する450ｈａ、毎年少なくとも5ｈａくらいの皆伐をしますよと。それをやはり道南スギというのは、いま知内のほうもかなり木質を含めた部分で力を入れていますけれども、そもそもやはり木工センター含めて、木古内がこの道南スギの発祥だろうというふうに私は思っているのです。そういうことからすれば、長年手塩にかけたこの町有林、スギ材をやはり町民に対して還元する。若干、タダとは言いません。安価でそういうふうにしてやはりスギの良さを、これは町が育てたスギ材ですよという部分で、還元できないのかなというのがそもそもの考えであります。いろんな流通形態が現在はそのようになっていないということで、今後それらについても関係する団体なり事業所等も協議をして、できるだけ早い段階でやはりこういう町有林を町民に還元するような

施策ができないかなと。この部分については、検討をしていただけないかなというふうに思っているところであります。

それと、介護保険事業。確かにここで執行方針で謳った介護給付の適正化、安定的な介護保険事業を目指すのだという部分。私は心配しているのは、例えば27年の介護保険事業の決算等を見る中でも、やはり繰り越しが少ないという部分がすごく心配するところなのです。7期でまたぞろ介護保険料の改正をしなければないのかなというそういう心配もあったものですから、町長が執行方針で謳った給付の適正だとか安定的な介護保険事業を目指すということは、最終的には町が若干の負担を伴ってもそういう保険料のアップ等をしないのだというそういう意気込みなのかなというふうに思ったものですから、こういう一般質問に立ったというところなのです。確かに老健は、いままでの経営転換をしましたよね。在宅復帰型に転換をして、その分収入は増えたけれども、老健の入所が減って、老健の経営とすれば厳しくなっている。だけれども、逆を返せば介護保険事業とすれば施設入所が減るわけですから、それだけ給付が減るということですから、保険事業とすれば老健さんの取り組んだ在宅復帰型でだいぶ助かったなという思いなのかなというふうに思って、いろんなことも考えられるのですけれども、そういう要素で町長がここにこういう謳い方をしたのかなというふうに思っています。

町長、町有林のスギ材の部分について。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　町内では現在、製材所はあるのですが、一般住宅向けに製材をする機械がありません。町外に向けた販売のための機械よりありませんので、新たにそれの機械を入れるにしてもお金がかかりますので、協議をしなければならないと。協議をさせていただきます。

○議長（又地信也君）　一般質問を続けます。

次に、5番　相澤　巧君。

○5番（相澤　巧君）　5番　相澤　巧です。

一般質問をさせていただきます。

北海道新幹線の騒音について。

新青森から新函館北斗間の沿線8地点で騒音を測定したところ、住宅地1地点で環境基準値を超え、その超えた地点が当町内であるとの新聞報道がされました。

この騒音について、ＪＲまたは鉄道建設・運輸施設整備支援機構から当町に報告か対策について、何かの連絡があったのかどうかをお聞きします。

また、町民からはポイントの雪を飛ばす音ですか、これが大きくて苦痛を感じるほどと言うふうな話を聞いております。この2点について、町長はどういう見解をお持ちなのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（又地信也君）　町長。

○町長（大森伊佐緒君）　5番、相澤　巧議員のお尋ねにお答えをいたします。

北海道新幹線の騒音についてのお尋ねでございますが、まずはじめに測定地点での騒音につきましては、環境省が北海道新幹線開業に伴い、新青森－新函館北斗間を調査した結果、基準値を超えている箇所があったと発表したものでございます。

国が定める基準では、昼間の幹線道路に相当する70デシベル以下に抑えることが求められ

ておりますが、木古内町の住宅地1箇所で75デシベルに達しておりましたので、環境省は国土交通省と北海道に騒音対策を求めております。

本件につきましては、当町から鉄道・運輸機構に照会しており、基準値を超えた事実と、現在、防音壁工事を進めている区域で、平成29年度中の工事完了時点では、国が定める基準値をクリアされると、このような回答をいただいております。

次に、ポイントの雪を飛ばす音という、これはエアジェット式除雪装置ということになりますが、この騒音につきましては、北海道新幹線の軌道のポイントを、水を使わずに圧縮空気を噴射して、雪あるいは氷を除去するというもので、列車の通過後に作動し、噴射時に大きな音が発生しております。

このシステムは、ＪＲ木古内駅では駅を挟んだ、新青森側2箇所、新函館北斗側の1箇所に設置しており、東京方面へ向かう上り列車の通過後に作動をしております。

運営主体のＪＲ北海道では、降雪以外は作動を停止するなど、騒音を極力少なくするための措置を講じており、また建築主体の鉄道・運輸機構では、軽減対策についての検討を行っているということでございます。

○議長（又地信也君）　5番　相澤　巧君。

○5番（相澤　巧君）　両方の騒音ともそれぞれに対策を取って、29年度中には解消に努めるということで、回答があったというお話です。いずれにしてもこういうことに関しては、事前に防げるものであれば、それに越したことはないと思います。

それから、それを踏まえて町のほうでもＪＲなり鉄道・運輸機構のほうに、こまめに連絡をしながら町民の声も聞きながら進めて、なるべくそういう騒音の防ぐ手立てを取っていただければありがたいなと思います。以上、終わります。

○議長（又地信也君）　一般質問を続けます。

最後になりますが、次に8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君）　8番　鈴木慎也です。

通告どおり、1項目の一般質問をさせていただきます。

1. 木古内町民の幸福度について。

内閣府経済社会総合研究所が行った第1回生活の質に関する調査によると、幸福度には主観的健康、世帯収入、婚姻状態、就業状態が影響していることが明らかになっており、人々が幸福度の向上や希望を持って生活できる社会の構築のためには健康状態の向上、雇用の増加策、老後の社会的支援策、子育て支援策の4点が特に政策的配慮への必要性が示唆されました。

国民の幸福を追求する国のブータンが国是とするＧＮＨ、グロス・ナショナル・ハピネスは、国民総幸福量を表す指標として世界や日本でも注目されるようになり、いまでは地方自治体でも導入する動きが出ています。

我が町では特に少子高齢化が進んでおり、町民が必要としている施策がまだまだ考えられます。そのためには、町民の声を幸福度で指標化し、町民の幸福を一番の最優先として捉え、さらに向上するための施策を展開しなければならないと考えております。

下記2点について、町長の見解を伺います。

①町民幸福度アンケートを実施。アンケートを実施することで、町民のニーズがより明確に把握することができ、従来の評価に幸福度の指標化を加えることで、施策や事業効果を判

断する有意義な材料になると考えています。

②先進的に取り組んでいる他の自治体への情報収集や有識者のアドバイス等を踏まえ、我が町の状況に適した具体的方法について、幅広い角度から検討する考えはありますか。以上です。

○議長（又地信也君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 8番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えをいたします。

町民の幸福度についてのお尋ねでございますが、まずはじめに、当町ではこれまで様々な施策を進める過程において、その時によって必要に応じたアンケート調査を行い、課題やニーズを評価・分析、内容等を充分に検討して、その施策に反映をさせております。

いくつか具体的に申し上げますと、病院事業においては、病院改革プラン策定に係る住民ニーズの調査、これは古いのですけれども平成20年度に行っています。また、近年では27年度に国保病院の利用に関する調査。病院はこれまで、病院の健全化あるいは病院の改築、さらには公営企業法に移り変わる機能評価、様々な課題を乗り越えてまいりましたので、その中に住民の声というものを反映させるために、アンケート調査を実施しております。

また、木古内町の地方創生に関する住民アンケートなども実施しておりまして、平成27年度に行いまして、人口ビジョンあるいは地方版の総合戦略策定と。こういったことを目的としたものもありますし、子育てに関する意識調査、こういったのも施策の反映に使わさせていただいております。

また、一番新しいのでは、昨年度実施した木古内町日常生活圏域ニーズ調査。これは今後、高齢福祉施策の推進ということで、そのために実施したわけでございますが、主に第7期の介護保険事業計画策定の基礎資料となるものでございます。

このように施策の立案等に係わる場合には、このようなアンケート調査を実施して、それを反映してきているということがあります。

今後につきましても、このような手法につきましては、同様に進めていきたいと考えております。

そこで、ご提案の幸福度アンケートということにつきましては、これは何かの施策をするというのではなくて、現在皆さんがどのように感じているかということで、それぞれ幸福度というのは人によって様々な観点がありますので、非常に難しいところではありますが、それをあえてアンケートで図ってみてはということでございますが、残念ながら私の中では現在、考えておりません。

また、これまで継続して行っております、町政懇談会あるいは町内会長さんとのふれあいトーク、そしてまた地域の皆様と懇談する機会というのが多々ございますので、こうした機会をとおして住民の皆様の声にしっかりと耳を傾けて、施策の反映に努めていきたいと考えております。

まず、当町といたしましては、優先順位の高い第6次木古内町振興計画、これをしっかりと着実に進めることを優先します。木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める数値の目標があります。ＫＰＩの達成を目指して、今後ともしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

これは、二つ目の質問が先進地という表現が幸福度調査をやっているということが先進地なのか、あるいは幸福度を感じているという町が先進地なのか、この文章からは読み取れま

せんでした。

したがいまして、先進地への自治体からの情報収集、あるいは有識者アドバイス、こういったものも踏まえて、様々な角度から検討をしませんかと、こういう考えはありませんかというお尋ねでございますが、これは否定することは何もないわけでございまして、今後、調査・研究を進めてまいるとこういう回答よりないのではないかと思っております。以上でございます。

○議長（又地信也君） 8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君） 町長の答弁ですが、理解できました。確かに幸福度調査というのは、全国でも約20ちょっとの自治体しか取り入れていないという本当に新しい考え方の一つであります。

町長のご答弁の中で、やはりいままでもいろいろと町民のかたの声を聞かれていたと。私も昨年の一般質問の中で、母子家庭のかたへのアンケートをお願いしますとそういう一般質問をさせていただきましたが、今回はこれはいままでの調査は調査です。これは、いわゆる総まとめの部分なわけであります。施策を作るところから事業効果がどうだったかといういわゆる事業仕分け的な前後の評価基準とできるという部分の提案でございました。例えば町長、先ほども福祉の町きこないということを何度もおっしゃっておられて、これは町長のリーダーシップの元、職員の皆さんと議会も町民のかたも皆さん福祉の町きこないという言葉は理解しておりますし、だいたい木古内町民のかたはいま福祉の町きこないだと町長はいつもおっしゃっていますよねと。ただ、いわゆる理由・根拠ですよね。本当に町民のかたが福祉の町きこないだと思っているのだろうかと。そこの部分を理由・根拠を問われたら、町長は何て答えますか。

○議長（又地信也君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 全国の自治体、数多くございます。その中で、木古内町は北の大地の福祉都市という大きな冠を全面的に出して、振興計画でも優先順位を持って、住民の保険・医療・福祉を充実させ、ここに住んでいて良かったと言われる町を目指しているわけでございますが、それに対しての質問があれば、やはりほかの自治体と比較をしなければ答えにくいところがありまして、そういった面では当町には病院、福祉施設、こういったものがほかの町に比べると充実しているということをまず挙げなければならないと。その中で今度は、そこに従事する人達の質の問題になりますが、病院はいま自信の持てる外に大きく発信できる病院機能評価を受けて、個々人が高い能力で仕事をしていると。そしてまた、その中に一緒に病院事業として組み込まれた介護老健施設もその病院機能評価に則って仕事をしていますので、質の良さというものも言えるかと思います。

こういったことで、住民の皆さんが安心してご利用いただけるとこういったことで、私は外に向けて発信をしているわけでございますが、ただ残念なのは地元に病院がありましても、大きな病気とかこういったものについては、なかなか地元でかかれないので、それは連携をするということで、対応をさせていただいておりますので、十分外に向けて大きな顔で福祉都市と言えるかと思います。

○議長（又地信也君） 8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君） 町長のいままでのやられた実績でありましたりとか、思いというのは非常に伝わってまいりました。

ただ､それが町民のかたがどう思っているのかという部分を私も聞いたわけでございます。

確かに、いまは町長のおっしゃったことは事実でございますが、それがどの程度町民のかたがそう感じているかという部分を外に発信する時に、やはり私は説得力が足りないのではないかなと思っております。

例えば、今回の先ほどの町長の答弁の中で、「こういう状態です。ただ、我が町より福祉が充実している町も、住環境が良い町も確かにあるかもしれません。」と。ただ、我が町の例えばアンケートを実施したあとに、65歳以上の高齢者の約70％のかたは、いまの木古内の福祉に大変満足していると。具体的な数字でいわゆる答弁だったり、発信力が私は強まると思うのですけれども、その辺りの具体的な数字を出すことによって、さらに町内外の発信力が私は高まると思っているのですけれども、町長はどのように思いますか。

○議長（又地信也君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 私どもは、上部機関というのは、ここに質問の中にあります内閣府経済社会総務研究所という出先機関なのですけれども、あまりこういう機関に振り回されないほうがいい。自分の町は自分の町で、どのような政策をとっていくかということが大事であって、この研究機関というのは私も昔銀行時代に、官公庁を担当していたので、いくつもの研究機関を担当していました。しかし、ここでやっていることというのは、全国の平均値を取ったことのそして全国から集まったデータで、その地域地域の実情を全く考えない、こういうことを堂々と発表しているわけですよ。ですから、こういったものにあまり振り回されないほうが私はいいと思う。ですから、幸福度が何パーセントだということをあえて聞かなくても先ほどから申し上げますように、町内会長との懇談会ですとか、いま町政懇談会もありますし、様々な住民とのふれあいの場がありますので、そこでもお話を聞くことができますし、あえてこの難しい。これをやるとすると、「あなたは幸福ですか」と聞くわけではないのです。その中にはいろんな項目があって、書く人が嫌になるような項目があって、それをアンケートするわけですよ。高齢化が進んでいると、これに書くのも大変だというかたの中で、「本当にこれは効果があるの」と。だから、私はあまり振り回されないほうがいいと思っております。

○議長（又地信也君） 8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君） いまの町長の答弁に対して、前向きだ後ろ向きだということは、私のほうから発言はいたしませんが、そうしましたらいまある数々の施策の中で、今回何を一番伝えたいかと言うと、一生懸命町長が中心になって職員の皆さん、議会も一生懸命町民のために、木古内のためにやっている。ただ、それが本当に町民が求めているものなのかと。常に自問自答して、より良い施策を考えなければならないと。それは、町民の幸せのためにやらなければいけない。その思いの中で、今回こういう形で一般質問をさせていただいたわけであります。

ですので、大切なのはいま私が説明をさせていただいた部分と施策をやって立案した、その結果をどのように評価をするのかという部分もいまの状態だとちょっと足りないなと感じる部分はあるわけであります。その事業評価については、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（又地信也君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 事業評価というのは、第6次振興計画に対しての事業評価を指して

いるのですか。一つひとつの事業に対してですか。一つひとつの事業ということになると、それぞれの担当課で独自の判断をしているかと思いますが、第6次振興計画について申し上げますと、中間検証をしていますので、そこで皆さん方にもお示しをしていると思いますが、一つひとつの事業と言いますと、何百という事業をやっていますので、これは一つひとつについて申し上げることはいますぐはできないわけで、どういうふうに答えたらいいです。難しいな、いまやっている事業の一つひとつについて評価をどうしているかと。質問が難しすぎて、全ての事業がどうなっているかということを判断するということ、もう1回お願いしていいですか。

○議長(又地信也君)　8番　鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君)　町長、すみません。私もなかなか説明が下手なもので、上手く伝わらなかったと思います。

施策を立案して、例えば昨年度の事業が終わりました。その事業評価というのは、いまどのような形でこれから考えていらっしゃいますかということです。それが幸福度があれば、それを事業を評価するポイントとして活用できるという私の提案だったわけですけれども、その幸福度をやらないとするならば、どういった方法で事業評価の判断をされるのかという質問でございます。

○議長(又地信也君)　町長。

○町長(大森伊佐緒君)　質問がよくわからないのですが、一つひとつの評価というのは、事業をやってすぐわかるものと事業を計画して実施したけれども、時間のかかるものがありますから、それぞれによって全く違うということは理解できるかと思います。その上で、結果というのは付いてくると。そこに幸福度が入ってくるとまたややこしくなってくるので、本当に幸福度が何かというものをもう1回議論をする必要があるのかもしれない。以上です。

○議長(又地信也君)　8番　鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君)　わかりました。私も含めて今後、機会があれば町長といろいろ勉強をしていければなと思っております。

木古内より住環境が良い町もたくさんありますけれども、なんでここに木古内に住んでいるのかなという。木古内にしかない価値観をより町民のかたに良かったなと感じてもらえるように、今後とも新しい施策（ブザー音）若しくは活動をしてまいりますので、今後ともよろしくお願いします。以上です。

（20分の時間制限に達したため終了）

○議長(又地信也君)　以上をもちまして、一般質問は終了いたしました。

2時35分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後2時25分
再開　　午後2時35分

議案第10号　平成28年度木古内町一般会計補正予算(第8号)
議案第11号　平成28年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
議案第12号　平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)

議案第13号　平成28年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)
議案第14号　平成28年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第15号　平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
議案第16号　平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君)　休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第10　議案第10号ほか、日程第16　議案第16号までは関連がありますので、一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(吉田廣之君)　それでは、朗読いたします。

日程第10　議案第10号　平成28年度木古内町一般会計補正予算（第8号)、日程第11　議案第11号　平成28年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号)、日程第12　議案第12号　平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号)、日程第13　議案第13号　平成28年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号)、日程第14　議案第14号　平成28年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号)、日程第15　議案第15号　平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号)、日程第16　議案第16号　平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号)。以上です。

○議長(又地信也君)　提案理由の説明を求めます。

はじめに、副町長。

○副町長(大野　泰君)　ただいま一括上程となりました、議案第10号　平成28年度木古内町一般会計補正予算（第8号）及び議案第11号　平成28年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第12号　平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、議案第13号　平成28年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号)、議案第14号　平成28年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号)、議案第15号　平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号)、並びに議案第16号　平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第10号からご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,509万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を48億6,781万3,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、 5ページの第2表「継続費補正」は、8款　土木費、4項　都市計画費、事業名は木古内町都市計画道路3・4・3環状線通整備事業で、補正後の年割額を、平成27年度2億3,200万円、平成28年度2億8,400万円、平成29年度8,600万円とし、総額を6億200万円とするものです。

6ページの第4表「地方債補正」は、事業費の確定見込みによる起債額の補正で、一部を除き減額となっております。

起債の目的の上から4段目になりますが、公共施設整備事業債で510万円の減額、道路整備事業債で40万円の追加、橋梁整備事業債で670万円、消防施設整備事業債で130万円、教育設備整備事業債で120万円、衛生施設整備事業債で310万円、農業施設整備事業債で20万円、観光施設整備事業債で500万円をそれぞれ減額し、補正後の限度額の総額を5億3,190万円とす

るものです。

7ページの第5表「繰越明許費補正」ですが、2款　総務費、3項　戸籍住民基本台帳費、事業名　個人番号カード交付事業として36万4,000円、6款　農林水産業費、1項　農業費、事業名　農業競争力強化基盤整備事業として375万円、被災農業者向け経営体育成支援事業として55万6,000円、8款　土木費、4項　都市計画費、事業名　都市計画道路環状線通整備事業として2,174万円、計2,641万円を12月議会で補正されています、臨時福祉給付金支給事業990万1,000円とあわせまして、合計で3,631万1,000円を繰越明許費としてお願いをするものです。

歳出の主な補正内容は、1款　議会費は、事業費確定見込みによる旅費の減額です。

2款　総務費は、地域振興派遣負担金、教育基金及びまちづくり応援基金積立金、企業振興促進助成金等の追加補正、及び事業実績等の確定見込みによる減額です。

3款　民生費は、障害者介護給付訓練等給付費、放課後児童健全育成事業運営費補助金等の追加補正、及び事業実績等の確定見込みによる減額です。

4款　衛生費は、病院事業会計負担金、各種がん検診等委託料の追加補正、及び事業実績等の確定見込みによる減額です。

5款　労働費は、渡島地方職業病防止対策連絡協議会が平成28年度の総会において解散となったため、この負担金を減額するものです。

6款　農林水産業費は、農業競争力強化基盤整備事業分担金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、塩蔵ワカメ施設整備事業補助金の追加、及び事業実績等の確定見込みによる減額です。

7款　商工費は、事業実績等の確定見込みによる減額です。

8款　土木費は、都市計画道路環状線整備事業委託料の追加、及び事業実績等の確定見込みによる減額です。

9款　消防費は、渡島西部広域事務組合負担金に係る減額です。

10款　教育費は、事業実績等の確定見込みによる減額です。

11款　災害復旧費は、事業完了による減額です。

12款　公債費は、財源振替及び前年度借り入れ分利子の減額です。

14款　職員給与費は、財源振替となっております。

歳入の主な補正内容は、11款　分担金及び負担金は、国の補正予算に伴う農業競争力強化基盤整備事業分担金の追加です。

12款　使用料及び手数料は、実績見込みによる減額です。

13款　国庫支出金は、歳出の増に伴う障害者介護給付・訓練等給付費負担金及び街路事業交付金の追加と、実績見込みによる減額です。

14款　道支出金は、歳出の増に伴う障害者介護給付・訓練等給付費負担金及び被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の追加と、実績見込みによる減額です。

15款　財産収入は、道道江差木古内線改良工事に係る町有地売払収入の追加と、実績見込みによる町有林伐材売払収入の減額です。

16款　寄附金は、ふるさと納税等の実績見込みによる教育費及びまちづくり応援寄附金の追加です。

17款　諸収入は、実績見込みによる減額です。

20款　町債は、歳出で都市計画道路環状線整備事業費を追加することに伴う道路整備事業債の追加及び事業実績見込みによる減額です。
なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

次に、議案第11号につきまして、ご説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ913万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億5,384万4,000円とするものです。
このたびの補正の主な理由ですが、2款　保険給付費は、一般被保険者の高額療養費増による増額、7款　共同事業拠出金は拠出金の確定により、高額医療費拠出金は増額、保険財政共同安定化事業拠出金は減額です。10款　諸支出金は、直営診療施設に対する国庫支出金確定による追加、11款　予備費は、一般被保険者の高額療養費増に伴う歳出増額分と共同事業交付金等の減額に伴う歳入不足分を予備費で充当するための減額となっております。
なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせます。

次に、議案第12号につきまして、ご説明申し上げます。
1ページです。このたびの補正は、収入の部のみで、主な内容は交付税措置額及び国民健康保険調整交付金の確定に伴う補正となっております。本年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入の部、病院事業収益、第2項　医業外収益で4,642万1,000円を追加し、総額を15億86万円とするものです。
なお、詳細につきましては、病院事業事務局長より説明をさせます。

次に、議案第13号につきまして、ご説明申し上げます。
1ページをお開き願います。
収益的収入及び支出　第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、収益的収入　第1款　水道事業収益、第2項　営業外収益で3,898万8,000円を追加し、総額を1億9,697万2,000円とし、収益的支出　第1款　水道事業費用、第1項　営業費用で、3,826万7,000円、第3項　特別損失で87万6,000円を追加し、その総額を1億9,533万円とするものです。
次に、2ページをお開き願います。
資本的収入及び支出　第3条は、予算第4条本文括弧書中、「5,025万4,000円」を「4,998万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり改めるものです。
資本的収入の第1款　資本的収入、第1項　企業債で1,020万円、並びに第2項　工事負担金で420万5,000円をそれぞれ減額し、その総額を1,649万5,000円とするものです。
資本的支出の第1款　資本的支出、第1項　建設改良費で1,467万3,000円を減額し、その総額を6,648万1,000円とするものです。
次に、3ページをお開き願います。
企業債　第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するものです。
起債の目的にあります、函館江差自動車道建設に伴う水道管移設事業は、借り入れを取りやめ200万円、山崎1号線配水管改良事業で150万円、江差木古内線佐女川橋改良に伴う水道管移設事業は、事業中止により650万円、木古内浄水場沈澱地改良工事設計業務委託事業で10万円、並びに下水道事業に伴う水道管移設事業で10万円をそれぞれ減額し、補正後の限度

額を830万円とするものです。
たな卸し資産の購入限度額　第5条は、予算第8条に定めた、たな卸し資産の限度額を56万円減額し、補正後の限度額を481万8,000円に改めるものです。
以上で、提案理由の説明を終わります。
なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明をさせます。

次に、議案第14号につきまして、ご説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,355万3,000円とするものです。
このたびの補正の主な内容ですが、2款　保険給付費は高額介護サービス費給付費、及び高額医療合算介護サービス給付費の追加、6款　予備費は、保険給付費の増に伴い、予備費を減額補正して財源調整を行うものです。
なお、詳細につきましては、保健福祉課長より説明をさせます。

次に、議案第15号につきまして、ご説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を438万8,000円とするものです。
それでは、歳出からご説明をいたします。7ページをお開き願います。
1款　総務費、1項　総務管理費、1目　一般管理費、28節　繰出金　51万6,000円は、居宅介護・介護サービス計画作成費の収入増に伴い、介護保険事業特別会計繰出金として追加補正を行うものです。
次に、歳入のご説明をいたしますので、6ページをお開き願います。
1款　サービス収入、2項　介護予防給付費収入、1目・1節　介護予防サービス計画費収入
51万6,000円は、介護予防サービス利用者の増により介護予防サービス計画費収入として追加補正を行うものです。
以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第16号につきまして、ご説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ536万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億32万6,000円とするものです。
このたびの補正の主な内容ですが、1款　総務費は薬品等に係る需用費の減額、並びに汚泥処分費等の委託料の減額です。
2款　施設費は、事業費確定による執行残分の減額です。
3款　公債費は財源振替、並びに償還金利子及び割引料の減額です。
なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明をさせます。
以上で、提案理由の説明を終わりますので、よろしくご審議をお願いいたします。
○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりました。
次に、詳細説明をお願いいたします。
議案第10号　総務課長。
○総務課長（若山　忍君）　それでは、議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。
はじめに、歳出より説明を行います。16ページをお開き願います。

1款・1項・1目　議会費、9節　旅費　24万2,000円は、実績見込みにより減額補正するものです。

次に、17ページをお開き願います。

2款　総務費、1項　総務管理費、1目　一般管理費、1節　報償費　81万円は、嘱託員1名の勤務時間変更に伴い、減額補正するものです。4節　共済費　45万円、及び7節　賃金　213万8,000円は、病気休暇等に対応するための非常勤職員等賃金に係るもので、実績見込みにより減額補正するものです。

11節　需用費　210万円、及び13節　委託料　322万2,000円、並びに14節　使用料及び交付金　8万4,000円は、コピー料金等実績見込みにより減額補正するものです。

19節　負担金補助及び交付金　27万2,000円の減額は、他自治体所在高等学校通学補助金　98万8,000円、道南地域第三セクター鉄道会社道南いさりび鉄道ですが、通学利用者助成金　77万6,000円の減額、及び北海道からの地域振興派遣に伴う負担金　149万2,000円の追加補正によるものです。

25節　積立金　614万円の追加は、備考資金組合積立金　164万2,000円の減額、及び教育基金積立金　25万円並びにまちづくり応援基金積立金　753万2,000円の追加補正となっております。

2目　職員厚生費、13節　委託料　63万7,000円は、ストレスチェック制度に伴う委託契約開始時期の変更に伴う減額補正です。

3目　施設管理費、7節　賃金　20万円、及び12節　役務費　21万円は、決算見込みによる減額補正となっております。

次に、18ページをお開き願います。

13節　委託料　1,470万円、及び15節　工事請負費　903万9,000円、並びに18節　備品購入費　49万円は、各事業の入札執行残など、事業費確定による減額補正となっております。

5目　企画振興費、11節　需用費　10万円、及び13節　委託料　16万2,000円、並びに19ページに入りますが、18節　備品購入費　45万4,000円は、実績見込み及び入札減に伴う減額補正となっております。

19節　負担金補助及び交付金　495万6,000円ですが、江差木古内線バス運行補助金　110万6,000円は、補助金見込額による減額、道南地域第三セクター鉄道会社運行補助金　360万円は、平成28年度上半期分のみの支出となったことによる減額、一次産業後継者支援事業補助金　25万円は、補助金の確定による減額補正となっております。

6目　新幹線推進費、13節　委託料　29万円は、企業誘致予定箇所の用地測量委託料入札執行残による減額補正となっております。

19節　負担金補助及び交付金　75万円は、木古内町企業振興促進条例に基づく、外国人技能実習生の受け入れに伴い企業振興促進助成金として、追加補正をお願いするものです。

7目　広域観光推進費、13節　委託料　89万円は、観光交流センターの前年度利益による指定管理料　47万円の減額、及び観光交流センター広場整備事業実施設計業務委託料入札執行残による42万円の減額補正となっております。

次に、20ページをお開き願います。

3項・1目　戸籍住民基本台帳費、19節　負担金補助及び交付金　40万円は、個人番号カード関連事務交付金の今年度支払い見込額が確定したことに伴い、減額補正をするものです。

なお、議案提案でご説明したとおり、既に交付決定されている平成28年割額　36万4,000円は、29年度に繰り越しをして活用することとしております。

次に、21ページをお開き願います。

4項　選挙費、2目　参議院議員選挙費　114万7,000円は、選挙執行費の確定に伴う減額補正となっております。

3目　木古内町長選挙費　319万円及び4目　渡島海区漁業調整委員会委員選挙費　106万5,000円は、投票が行われなかったことに伴い、不用額を減額補正するものです。

次に、22ページをお開き願います。

3款　民生費、1項　社会福祉費、1目　社会福祉総務費、20節　扶助費　44万4,000円は、福祉灯油等支給事業に係る申請件数の減に伴う減額補正となっております。

3目　老人福祉費、13節　委託料　45万4,000円及び、18節　備品購入費　15万6,000円は、それぞれ入札減による減額補正です。

19節　負担金補助及び交付金　37万円及び20節　扶助費　45万9,000円は、事業費確定による減額補正となっております。

28節　繰出金　51万6,000円は、介護保険事業特別会計並びに介護サービス事業会計の事務費補正に伴う減額補正です。

5目　保健福祉総務費、20節　扶助費　1,339万9,000円は、新規利用者増によ障害者介護給付訓練等給付費の追加補正となっております。

8目　住民運動費、19節　負担金補助及び交付金　160万円は、防犯灯のＬＥＤ化の普及により、料金及び補修費用の支出が減ったことによる減額補正です。

9目　障害支援区分認定審査会費　35万8,000円は、平成28年度から地域生活支援事業補助金のうち､障害支援区分認定等事務費が補助対象外となったことから減額補正するものです。

13目　年金生活者支援臨時福祉給付金支給事業費、3節　職員手当等、11節　需用費、12節　役務費、23ページにまたがりますが、13節　委託料、19節　負担金補助及び交付金、計234万8,000円は、臨時福祉給付金事業に係る実績見込みによる減額補正となっております。

次に、24ページをお開き願います。

2項　児童福祉費、2目　児童措置費、19節　負担金補助及び交付金　42万7,000円ですが、放課後児童健全育成事業運営補助金は利用実績により5万3,000円の追加、及び特定教育施設利用負担金　37万4,000円は、昨年度と同様に、1名の児童が知内町立幼稚園を利用しており、このたびその公定価格が示されましたので補正をするものです。

20節　扶助費　210万円は、児童手当に係る転出及び出生等の実績による減額補正となっております。

次に、25ページをお開き願います。

4款　衛生費、1項　保健衛生費、1目　保健衛生総務費、19節　負担金補助及び交付金　4,092万5,000円は、病院事業会計負担金として追加補正するものです。

2目　予防費、13節　委託料　113万4,000円は、各種がん検診受信数の実績見込みにより追加補正をお願いするものです。議案説明資料　資料番号1の3ページをご参照願います。

各種がん検診の過年度の実績、及び今年度は12月までの実績と並びに今後の見込みを記載しております。

3目　環境衛生費　42万5,000円は、安行苑運営費の実績見込みによる額補正となっており

ます。

次に、26ページをお開き願います。

2項　清掃費、1目　清掃総務費、11節　需用費　30万円は、前年度からの在庫分がありますことから、ごみ袋作成費用を減額補正するものです。

19節　負担金補助及び交付金　515万3,000円は、ストックヤード建設工事費の入札減を含む、渡島西部広域事務組合負担金の各項目の精査による減額補正となっております。

次に、27ページをお開き願います。

5款　労働費、1項・1目　労働諸費、19節　負担金補助及び交付金　1万6,000円は、議案提案のとおり、この連絡協議会が解散となったことにより減額補正するものです。

次に、28ページをお開き願います。

6款　農林水産業費、1項　農業費、3目　農業総務費、19節　負担金補助及び交付金　102万1,000円は、木古内町農業再生協議会で、臨時職員の雇用がなかったことによる補助金の減額補正です。

4目　農業振興費、11節　需用費　13万2,000円は、事業の実績見込みによる減額です。

19節　負担金補助及び交付金　335万8,000円ですが、多面的機能支払交付金事業補助金　12万円は、事業実績による減額、農業競争力強化基盤整備事業分担金　375万円は、用排水路整備及び圃場整備を実施し、生産性の向上並びに農作業の効率化を図り、地域農業の振興を図ることを目的としております。

議案提案でご説明したとおり、事業実施が29年度となることから、繰越予算での執行を予定しております。

被災農業者向け経営体育成支援事業補助金　1万9,000円は、対象者である農業者の消費税課税区分の変更による補助金の追加補正です。

こちらについては、歳入道補助金になりますが、歳入で同額を補正し、対象者に交付するものです。

なお、28年度中の事業完了を目標に再建に取り組んできましたが、積雪等によりハウスの再建が完了できないため、すでに予算化されている53万7,000円とあわせ、こちらも55万6,000円を繰り越しにて執行を予定しております。

次に、29ページをお開き願います。

2項　林業費、1目　林業総務費、8節　報償費　22万3,000円は、熊・キツネ等の捕獲出動の減、並びに捕獲頭数の減に伴う減額補正です。

2目　林業振興費、19節　負担金補助及び交付金　84万3,000円は、森林整備対策事業補助金の事業費確定に伴う減額補正となっております。

3目　町有林管理費、13節　委託料　528万6,000円は、森林環境保全整備事業・皆伐事業に係る下刈、植栽事業面積の減少等により50万2,000円、及び合板・製材生産性強化対策事業間伐事業に係る面積の減少等により478万4,000円の減額補正となっております。

次に、30ページをお開き願います。

3項　水産業費、2目　水産振興費、13節　委託料　8万9,000円は、入札減による減額補正となっております。

19節　負担金補助及び交付金　161万9,000円は、漁業近代化資金の借入件数の減に伴う利子補給金　7万5,000円の減額、及びワカメ養殖漁家の増加に伴う生産量増加に対応するため、

塩蔵ワカメ施設の追加整備にかかる塩蔵ワカメ施設整備事業補助金　169万4,000円の追加補正となっております。議案説明資料　資料番号1の4ページをご参照願います。

塩蔵ワカメ施設整備事業の概要等を記載しております。事業費のうち、消費税相当額を差し引いた額の2分の1を負担することとしております。

次に、31ページをお開き願います。

7款・1目　商工費、2目　商工振興費、8節　報償費、19節　負担金補助及び交付金　計27万9,000円は、鶴岡大産業祭り出展費用等の確定に伴う減額補正となっております。

3目　観光推進費、4節　共済費、7節　賃金、9節　旅費、18節　備品購入費　計512万5,000円は、通訳スタッフ2名を予定し予算計上しておりましたが、未採用となったことによる減額補正です。

8節　報償費　10万円は、事業振替による講師謝金の減額です。13節　委託料　440万円ですが、駅前観光マップ作成委託料は、地域資源を活用した観光地魅力創造事業採択に伴い100万円を事業振り替え、木古内駅公衆無線ＬＡＮ整備業務委託料　340万円は、入札減による減額補正となっております。

14節　使用料及び賃借料　56万8,000円は、観光スタッフ等の使用実績、及び土地借上期間短縮による減額補正となっております。

15節　工事請負費　35万2,000円は、入札減による減額補正となっております。

19節　負担金補助及び交付金　600万円は、渡島町村会主体の北海道渡島地域・東京都特別区推進協議会運営費が北海道補助金採択にされたことに伴う負担金の減額補正となっております。

次に、32ページをお開き願います。

8款　土木費、2項　道路橋梁費、1目　道路維持費、13節　委託料　323万9,000円、及び15節　工事請負費　983万1,000円は、戊申橋補修工事等に係る事業費の確定及び入札執行残による減額補正となっております。

次に、33ページをお開き願います。

4項　都市計画費、1目　都市計画総務費、28節　繰出金　6万2,000円は、下水道事業特別会計繰出金の減額補正です。

2目　街路新設改良費、13節　委託料　400万円は、都市計画道路環状線通整備事業、道南いさりび鉄道工事施工委託料で、通信ケーブル防護の工事が必要となったことから、追加補正をお願いするものです。議案説明資料　資料番号1の5ページをご参照願います。

ケーブル防護工の施行委託箇所を明示しております。この400万円の補正につきましては、議案提案でご説明したとおり、5ページの継続費補正として、28年度の年割額を2億8,000万円から2億8,400万円とするものです。

また、資料5ページに記載の道路工につきましては、橋梁工事の延伸により、28年度中の完了が見込めないため、7ページに記載のとおり、2,174万円を繰越明許費として補正をお願いするものです。

次に、34ページをお開き願います。

5項　住宅費、1目　住宅管理費、11節　需用費　100万円は、公営住宅敷地内の外灯のＬＥＤ化等による電気料及び修繕料実績見込みによる減額補正、15節　工事請負費　477万円は、中野団地屋根補修工事等に係る事業費確定及び入札執行残による減額補正となっており

ます。

2目　道営住宅管理費、18節　備品購入費　58万円は、事業確定に伴う減額補正となっております。

次に、35ページをお開き願います。

9款・1項・1目　消防費、 19節　負担金補助及び交付金　522万5,000円は、事業費確定見込みによる減額補正となっております。

次に、36ページをお開き願います。

10款　教育費、1項　教育総務費、2目　事務局費　43万9,000円は、7節　賃金、13節　委託料に係る実績見込みにより減額補正するものです。

3目　財産管理費　88万1,000円は、教職員住宅改修工事並びにスクールバス更新に伴う入札減に係る減額補正となっております。

次に、37ページをお開き願います。

2項　小学校費、1目　学校管理費、11節　需用費　40万円は、燃料費実績見込みにより減額補正するものです。

2目　教育振興費、19節　負担金補助及び交付金　25万円は、授業用スキー購入助成金の実績見込みにより減額補正するものです。

次に、38ページをお開き願います。

3項　中学校費、1目　学校管理費、11節　需用費　130万円は、実績見込みにより減額補正するものです。

2目　教育振興費、15節　工事請負費　38万円、及び18節　備品購入費　21万3,000円は、中学校グラウンドバックネット工事及び生徒用机・イス購入に係る入札減による減額補正となっております。

次に、39ページをお開き願います。

5項　保健体育費、1目　保健体育総務費　80万円は、全道大会参加報償費等の実績見込みによる減額補正です。

2目　保健体育施設費、7節　賃金　42万円、及び18節　備品購入費　55万7,000円は、各施設における賃金並びにトレーニング器具購入等に係る実績見込みにより減額補正するものです。

3目　学校給食費、7節　賃金　60万円、及び11節　需用費　90万円は、非常勤職員等賃金及び燃料費等に係る実績見込みによる減額補正となっております。

次に、40ページをお開き願います。

11款　災害復旧費、1項　土木施設災害復旧費、1目　河川災害復旧費　56万2,000円は、昨年8月30日発生の台風10号により応急的な対応が必要となった河川等について、処理が完了したことに伴い、修繕費を減額補正するものです。

2目　道路橋りょう災害復旧費　14万3,000円についても、同様に修繕費を減額補正するものです。

次に、41ページをお開き願います。

12款・1項　公債費、1目　元金は、財源振替をして調整を図るものです。

2目　利子　793万1,000円は、平成27年度借り入れ分について、当初予算で見込んでいた利率よりも借入時の率が下がったことにより減額補正するものです。

次に、42ページをお開き願います。

14款・1項・1目　職員給与費は、電源立地地域対策交付金の確定及び町有林材売り払い収入の減額に伴いまして、財源振替を行うものです。

次に、歳入の説明を行います。

10ページをお開き願います。

11款　分担金及び負担金、1項　分担金、1目　農林水産業費分担金、1節　農業費分担金　255万円は、農業競争力強化基盤整備事業に係る受益者の分担金を追加補正するものです。

12款　使用料及び手数料、1項　使用料、3目　土木費使用料、3節　住宅使用料現年度分　284万1,000円は、公営住宅入居状況の実績見込みによる減額補正です。

13款　国庫支出金、1項　国庫負担金、1目　民生費負担金、1節　社会福祉費負担金　669万9,000円は、歳出で追加した障がい者介護給付訓練等給付費の財源として追加補正するものです。

2節　児童福祉費負担金　143万3,000円は、児童手当の実績見込みによる財源の減額補正です。

11ページをお開き願います。

2項　国庫補助金、1目　総務費補助金　212万7,000円は、実績見込みによる個人番号カード交付事業費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減額補正です。

2目　民生費補助金、1節　社会福祉費補助金　270万6,000円は、障害支援区分認定等事務費が補助対象外となったこと及び年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の実績見込みによる財源の減額補正です。

5目　土木費補助金、1節　都市計画費交付金　260万円は、都市計画道路環状線通整備事業に係る道南いさりび鉄道工事施工委託料の追加に伴う財源の追加補正です。

2節　道路改良費交付金　1,175万4,000円は、橋梁長寿命化事業及び橋梁点検事業費の確定に伴う財源の減額補正です。

3節　住宅費交付金　46万4,000円は、大平団地の屋上防水工事及び下水道接続工事費の確定に伴う財源の減額補正です。

3項　国庫委託金、1目　総務費委託金、2節　選挙費委託金　115万5,000円は、参議院議員選挙に係る費用の確定に伴う財源の減額補正です。

12ページをお開き願います。

14款　道支出金、1項　道負担金、1目　民生費負担金、1節　社会福祉費負担金　334万9,000円は、歳出で追加した障がい者介護給付訓練等給付費の財源として追加補正するものです。

2節　児童福祉費負担金　33万3,000円は、児童手当の実績見込みによる財源の減額補正です。

2項　道補助金、1目　総務費補助金、1節　電源立地地域対策交付金　75万5,000円は、交付金の確定による減額補正です。

2節　地域づくり総合交付金　12万2,000円は、福祉灯油等支給費の実績見込みによる財源の減額補正です。

4目　農林水産業費補助金、2節　農業費補助金　109万1,000円は、事業実績に伴う経営所得安定対策直接支払推進事業補助金及び多面的機能支払交付金事業補助金の減額と、歳出で

被災農業者向け経営体育成支援事業補助金を追加することに伴う財源の追加補正です。

3節　林業費補助金　337万3,000円は、森林環境保全整備事業及び合板・製材生産性強化対策事業費の確定に伴う財源の減額補正です。

13ページをお開き願います。

3項　道委託金、1目　総務費委託金、2節　選挙費委託金　106万8,000円は、渡島海区漁業調整委員会委員選挙に係る費用の確定に伴う財源の減額補正です。

15款　財産収入、2項　財産売払収入、1目　不動産売払収入、1節　土地売払収入　591万9,000円は、道道江差木古内線改良工事に係る町有地の売却による土地売払収入の追加です。

資料番号1の1ページ・2ページに、売却地の位置を示しておりますのでご参照をください。

2項・1節　生産物売払収入　83万2,000円は、森林環境保全整備事業及び合板・製材生産性強化対策事業の完了に伴う町有林伐材売払収入の減額補正です。

16款・1項　寄附金、3目・1節　教育費寄附金　25万円及び4目・1節　まちづくり応援寄附金　753万2,000円は、実績見込みによる追加補正です。

14ページをお開き願います。

17款　繰入金、1項　基金繰入金、1目・1節　財政調整基金繰入金　1,461万5,000円は、このたびの補正に係る財源調整です。

2目・1節　江差線代替輸送確保基金繰入金　110万6,000円は、江差木古内線バス運行補助金の確定に伴う財源の減額補正です。

3目・1節　旧江差線施設解体撤去事業準備基金繰入金　1,493万7,000円は、事業費確定に伴う減額補正です。

4目・1節　教育基金繰入金　21万3,000円は、木古内中学校生徒用机・イス購入費用の確定に伴う財源の減額補正です。

5目・1節　企業振興促進基金繰入金　75万円は、木古内町企業振興促進条例に基づく、外国人技能実習生の受入に伴う企業振興促進助成金の財源として追加補正するものです。

19款　諸収入、4項　受託事業収入、1目　衛生費受託事業収入、1節　安行苑使用受託収入　16万2,000円は、安行苑運営経費の減額に伴う知内町負担分の減額補正となっております。

2目　土木費受託事業収入、1節　道路事業受託収入　145万8,000円は、山崎1号線舗装補修・歩道補修工事に係る水道事業会計負担分の確定に伴う減額補正です。

15ページをお開き願います。

20款・1項　町債、1目　総務債、4節　公共施設整備事業債　510万円は、釜谷生活改善センター移転改築事業、産業会館耐震改修事業、観光交流センター広場整備事業の事業費確定に伴う財源の減額補正です。

2目　土木債、1節　道路整備事業債　40万円は、都市計画道路環状線通整備事業で歳出を追加することに伴う財源の追加補正です。

2節　橋梁整備事業債　670万円は、橋梁長寿命化事業に係る事業費確定に伴う財源の減額補正です。

3目　消防債、1節　消防施設整備事業債　130万円は、渡島西部広域事務組合が施工した消防庁舎の望楼耐震改修工事に係る町負担金の確定に伴う財源の減額補正です。

4目　教育債、1節　教育設備整備事業債　120万円は、スクールバス購入費用の実績見込

みに伴う財源の減額補正です。

5目　衛生債、1節　衛生施設整備事業債　310万円は、渡島西部広域事務組合が施工したストックヤード建設工事に係る町負担金の確定に伴う財源の減額補正です。

6目　農林水産業債、1節　農業施設整備事業債　20万円は、知内町に整備したニラ共同調製包装設備に係る町補助金の確定に伴う財源の減額補正です。

7目　商工債、1節　観光施設整備事業債　500万円は、木古内町駅周辺公衆無線ＬＡＮ整備に係る費用の実績見込みによる財源の減額補正です。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　次に、議案第11号。

町民課長。

○町民課長（吉田　宏君）　それでは、議案第11号の詳細につきまして、歳出よりご説明いたします。

6ページをお開きください。

2款　保険給付費、2項　高額療養費、1目　一般被保険者高額療養費、19節　負担金補助及び交付金、一般被保険者の高額療養費増加分として、670万円を追加補正するものです。

7ページをお開きください。

7款・1項　共同事業拠出金、1目　高額医療費拠出金、19節　負担金補助及び交付金、医療費拠出金の確定により、29万8,000円を追加補正するものです。

2目　保険財政共同安定化事業拠出金、19節　負担金補助及び交付金、医療費拠出金の確定により、1,022万円を減額補正するものです。

8ページをお開きください。

10款　諸支出金、3項　繰出金、1目　直診診療施設繰出金、28節　繰出金、国保病院事業会計繰出金　336万3,000円を追加補正するものです。

内訳につきましては、医師等の確保支援事業分として100万円、救急患者受入体制支援事業分として236万3,000円となっております。

9ページをお開きください。

11款・1項・1目・節　予備費　927万7,000円の減額は、高額療養費の増及び事業の確定に伴う歳入不足分を予備費により充当するものです。

次に、歳入の説明を行います。

5ページをお開きください。

3款　国庫支出金、1項　国庫負担金、2目・1節　高額医療費共同事業負担金、負担金額の確定により、7万4,000円を追加補正するものです。

2項　国庫補助金、1目・1節　財政調整交付金、特別調整交付金分として、先ほど歳出でご説明しました国保病院事業会計への繰出金の補正額と同額の336万3,000円を追加補正するものです。

6款　道支出金、1項　道負担金、1目・1節　高額医療費共同事業負担金、負担金額の確定により、7万4,000円を追加補正するものです。

7款・1項　共同事業交付金、1目・1節　高額医療費共同事業交付金、交付金額の確定により、750万6,000円を追加補正するものです。

2目・1節　保険財政共同安定化事業交付金、交付金額の確定により、2,015万3,000円を減

額補正するものです。

国民健康保険特別会計補正予算の説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君） 次に、議案第12号。

病院事業事務局長。

○病院事業事務局長（平野弘輝君） 議案第12号について、ご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

1款　病院事業収益、2項　医業外収益、2目　他会計補助金　1,235万8,000円の追加及び、3目　他会計負担金　2,856万7,000円の追加は、病院事業に対する交付税措置額の確定によるものです。

7目　補助金　国庫補助金　336万3,000円の追加は、次ページをお開き願います。

医師の確保対策及び、救急患者受入に要した費用に対しての補助金の確定によるものです。

8目　負担金及び交付金　212万4,000円の追加は、北海道医師会からの休日当番診療確保に対する交付金です。

なお、このたび度の補正は収入の部のみとなります。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君） 次に、議案第13号。

建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君） それでは、議案第13号について、ご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

収益的支出から説明させていただきます。

1款　水道事業費用、1項　営業費用、1目　原水及び浄水費、節　動力費　40万円の減額は、送水ポンプ用電気料の実績見込みによる減額です。

2目　配水及び給水費、節　賃金　27万6,000円と、法定福利費　4万5,000円は、実績見込みによる減額です。

10ページです。

同じく、節　委託料　3,898万8,000円の追加は、木古内町水道事業広域連携におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入可能性調査業務委託を実施するもので、この事業は国からの全額補助となります。

なお、資料番号1の6ページから7ページに、資料を添付しておりますのでご参照ください。

続きまして、3項　特別損失、1目・節　過年度損益修正損　87万6,000円の増額は、平成28年度での水道料金の不納欠損を処理するものです。

続きまして、収益的収入です。8ページをお開きください。

1款　水道事業収益、2項　営業外収益、5目　補助金、節　国庫補助金　3,898万8,000円の追加は、先に収益的支出で説明しております、水道事業広域連携におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入可能性調査業務委託に関わる補助金です。

次に、資本的支出の説明をさせていただきます。13ページになります。

1款　資本的支出、1項　建設改良費、1目　営業設備費、節　メーター購入費　56万円の減額と、節　工事請負費　12万9,000円の減額は、今年度交換したメーターの購入費と取替工事の執行残です。

2目　配水管改良費、節　工事負担金　145万7,000円の減額は、山崎1号線配水管改良工事による事業精査と執行残によるものです。

14ページです。

3目　配水管移設費、節　工事請負費　1,252万7,000円の減額は、北海道が予定しておりました佐女川に架かります道道江差木古内線佐女川橋の補修工事が中止になったことにより、これに添架しております水道管工事もとりやめることになり減額するものです。

続きまして、資本的収入の説明をさせていただきます。11ページになります。

1款　資本的収入、1項・1目・節　企業債　1,020万円の減額については、函館江差自動車道建設に伴う水道管移設事業で200万円の減額は、工事内容の変更により、借り入れの必要性がなくなったもので、山崎1号線配水管改良事業　150万円の減額は、先に資本的支出で説明いたしました工事負担金減による借入額の減です。

江差木古内線佐女川橋改良に伴う水道管移設事業　650万円の減額は、事業の中止による取りやめ、木古内町浄水場沈澱池改良工事設計業務委託事業　10万円、下水道事業に伴う水道管移設事業　10万円の減額は、それぞれ事業執行により確定したものです。

12ページです。

2項・1目・節　工事負担金　420万5,000円の減額については、函館江差自動車道建設に伴う水道管移設工事負担金　192万2,000円の追加、中央通改良に伴う水道管移設工事負担金　21万2,000円の追加は、工事実施による負担金確定による追加、江差木古内線佐女川橋改良に伴う水道管移設工事負担金　500万円の減額は事業中止による取りやめ、下水道事業に伴う水道管移設工事負担金　133万9,000円の減額は、工事実施による負担金確定によるものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　次に、議案第14号。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（羽沢裕一君）　それでは、議案第14号の詳細につきまして、ご説明いたします。

歳出より説明を行います。7ページをお開き願います。

2款　保険給付費、2項　高額介護サービス費、1目　高額介護サービス費、19節　負担金補助及び交付金　93万円の追加は、高額介護サービス給付費の増により30万8,000円の追加と、医療費と合算し給付する高額医療合算介護サービス給付費の増により62万2,000円を追加補正するものです。

8ページをお開き願います。

6款・1項・1目・節　予備費　93万円の減額は、高額介護サービス費の増の財源とするため予備費より充当するものです。

次に、歳入の説明を行います。6ページをお開き願います。

7款　繰入金、1項　一般会計繰入金、4目　その他一般会計繰入金、1節　事務費繰入金　51万6,000円の減額は、介護サービス事業勘定繰入金の増額に伴い減額補正をするものです。

2項・1目・1節　介護サービス事業勘定繰入金　51万6,000円の追加は、介護予防サービス計画費収入の増により、介護サービス事業特別会計からの繰入を追加補正するものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　次に、議案第16号。

建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　それでは、議案第16号について、ご説明申し上げます。

歳出から説明させていただきます。8ページをお開きください。

1款　総務費、1項　総務管理費、2目　クリーンセンター費、11節　需用費で電気料　35万円、薬品費　45万円、整備費　37万円、計117万円の減額は、実績見込みによる不用額を減額するものです。

13節　委託料で汚泥処分費　50万円、汚泥運搬費　20万円、計70万円の減額も実績見込みによる不用額を減額するものです。

続きまして、9ページです。

2款　施設費、1項　施設整備費、1目　施設整備費、13節　委託料で、80万4,000円の減額及び22節　補償・補填及び賠償金　133万8,000円の減額は、入札減による不用額の減額です。

続きまして、10ページです。

3款　公債費、1項　公債費、1目　元金　580万円は、財源の振替です。

2目　利子、23節　償還金利子及び割引料　135万円の減額は、長期債利子償還金における不用額の減額です。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

1款　分担金及び負担金、1項　負担金、1目　受益者負担金、1節　現年度分　20万円、2節　滞納繰越分　30万円の追加をお願いします。これは、受益者負担金の一括納入に伴う追加です。

4款・1項　繰入金、1目　他会計繰入金、1節　一般会計繰入金　6万2,000円の減額は、歳入歳出の調整に伴うものです。

7款・1項　町債、1目・1節　下水道事業債　580万円の減額は、当補正の減額分については下水道事業資本費平準化債の減額に対応することによるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の詳細説明も終わりました。

多岐にわたっておりますので、ここで45分まで休憩をいたします。

休憩　　午後3時35分

再開　　午後3時45分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　まず最初に、水道事業をお願いします。

14ページの佐女川橋の改良、配水管の移設工事で減額になっていますけれども、これは先ほどの説明の中で、工事が中止になってそれに伴って配水管の。これは、例えば工事の移設の保証もあるからやはり同時にしなければだめだということだと思うのだけれども、ただなぜ橋の改良が中止になったのか、きちんとわかる説明をしてもらわないと、いつまでも住民

から佐女川の橋はどうするのだというそういう声もあるものですから、その辺について説明を願いたい。

それから10ページ、広域連携の3,900万円の委託料ですけれども、これはいま3月に補正をして業者に発注をする。そして、3月中に会計年度内にもう精算もしてしまうというそういう捉え方なのか。例えば成果品、これが出てくるのはどの時期で、そういう精算行為でなく、言い方は悪いけれども先付けでもうお金がきているから精算するのだということなのか、別に繰り越し等の部分になっていないから、はたしてどうなのだろうというのがまず。その辺のちょっと説明を願いたいと思います。まず、ここで区切って、まだあるけれども。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　竹田議員のご質問による、まず道道に関わる佐女川橋の件ということで、よろしいでしょうか。

ここに架かる橋でございますが、道道に架かる佐女川に架かる橋の工事に係るものでございます。この工事は、北海道のほうでまず工事をやる予定でございました。北海道のほうで事業費が付かなかったということで、事業がまず中止になりました。それに伴って、この橋に添架しております水道管の移設関係もなくなったということによる取りやめでございます。

もう1点の水道における広域連携の関係なのですが、まずこのたびの補正がとおりました後に、工事の調査委託をいたしまして、繰り越しということでいま考えております。

○議長（又地信也君）　総務課長。

○総務課長（若山　忍君）　ちょっと補足になりますが、ご存じのとおり企業会計ですので、繰越明許費の設定というのはなく、事業の期間を年度をまたがって設定をする予定としております。

○議長（又地信也君）　4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　そういう状況の委託料であれば、やはり説明の段階で会計の仕組みからしてこうなのだよということを言ってもらわないと、29年度の予算を見てもこの部分が何も出てこない。そうすれば、3月で会計年度が閉まるわけだから、そうしたらこの分を精算してしまって、発注したのはすぐ精算するのかというそういう思いでこの補正を見ていたのです。なものだから、やはりその辺はきちんと当初からそういう計画であればそういう説明の中で、例えば作業工程を含めて、この資料だってコンサルから出てきたような説明ではなく、やはり手作りのいつの時点で委託料を発注をして工期はどうなのだとか、どの時点で精算をするのだとかやはりそういうものがあるべきだろうというふうに思うのですよね。ですから、まずこの委託料は了解しました。

この江差木古内線に架かる佐女川橋というのは、自分の認識とは違うのですけれども、役場のそこの中央通線の添架している配水管ということ。私は、てっきりいま車止めになっている佐女川橋の部分を言っているのかなという気がしたものですから、それで確認をしたというところです。

それから次に一般会計の32ページ、道路維持費で工事請負費で、戊申橋の補修工事が980万円も減額になっているのです。これは、なぜこんなに大きな減額になったのか。ただ、以前に戊申橋の付近を通った時に、完成していないのではないかという一部しか片側しか完成していないのかなというふうに最近ちょっと現地のほうに行っていないからわからないので

すけれども、どういう理由でこんなに980万円も減額になったのかという部分について、説明をしてください。

それから31ページの観光推進費で、賃金340万円ほど減額になっていますけれども、未採用だったという。ですけれども、予算的には550万円あって340万円減額になって、それで未採用ということになるのかどうなのか。例えば、何名予定していた部分に2名が1名になっただとかそういう部分でないと、ただ未採用になって減額するのだと。はたしてそれでいいのかなという気がします。

それと次に19ページ、企画振興費の負担金。これで、道南地域第三セクターの鉄道運行補助金360万円、先ほども言いましたけれども、説明が早くて聞き逃した部分もあるのですけれども、上半期のみの精算だというような説明を耳にして、そのあとの末尾の部分を確認していなかったものですから、再度教えていただきたいと思います。

それと17ページ、一般管理費の報酬、これは嘱託職員の報酬に関わる減額だと。この説明の中で、勤務時間の変更によって81万円が減額になった。確かに嘱託員は時間の選考だとか曜日での選考､勤務時間というか勤務の実態を選べるような仕組みになっていますけれども、いままでどうであった部分がこうなったから、これこれで81万円の減額になったというふうな説明を受けないと。ただ、勤務時間が変わったから81万円減額だよと言っても理解できないものですから、その辺について再度。

○議長（又地信也君）　4点ほどあります。最初に32ページの戊申橋の件。

建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　道路維持費に対する工事費の減額の件のご質問だと思いますが、まずこの件に関しては国のほうに要望しておりました事業費が満度に付かなかったという点があります。そういった意味もあって、減額をしたということになっております。

現場では、いま半分の工事を今年度にやりましたが、次年度に再度その分を要望いたしまして、29年度に完成予定ということで、いま進んでおります。

○議長（又地信也君）　次に31ページ、7節　観光スタッフの件。

産業経済課長。

○産業経済課長（木村春樹君）　観光スタッフ賃金につきましては、平成28年度当初予算にキーコプロデューサーの分1名を計上しております。その後、町長選挙のあとに政策予算として、中国語あるいは英語通訳ができるスタッフ2名分を補正計上しております。これについては、ご報告のとおり地域おこし協力隊制度を活用して、採用することとしておりましたが、残念ながら採用を年度内にはできなかったので、2名分について減額するものです。以上です。

○議長（又地信也君）　次に19ページ、19節　道南地域第三セクターの鉄道会社運行補助金について。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（福田伸一君）　道南地域第三セクターの鉄道会社運行補助金、この補助につきましては、当初予算年間700万円ということで、経営計画に基づいた予算を計上してございます。この補助につきましては、決算ベースで補助をするという考えに基づきまして、いさりび鉄道の決算につきましては、4月から9月の上期、これは決算の数字が出てまいりますので、これを決算に基づいた支出ということで、今年度に出すと。

下期の分はということなのですが、平成29年度翌年度に前年度の下期分、それから当該年度の上期分、これを支出していく。それを毎年繰り返すというようなことで今後、支出を行っていくところでございます。

○議長（又地信也君）　総務課長。

○総務課長（若山　忍君）　17ページの嘱託員報酬のご質問かと思います。

この81万円の減額につきましては、現在、嘱託員のかた4名いらっしゃるのですけれども、うち1名のかたが勤務時間変更と申しましたのですけれども、いままで週4日勤務されていたのですけれども、昨年4月から新年度に入ってから、週5日だったものが週4日勤務ということを選択されましたので、それに伴う減額となっております。

○議長（又地信也君）　4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　ほかの部分は一応了解はしましたけれども、戊申橋。国なりの交付金なり補助が付かなくて減額になったということなのだけれども、当初発注した時点ではどうなのですか。その辺。当初は、予算3,600万円を計上していたでしょう。そうすれば、どの時点で例えば交付金が付かなくなったというのが判明をして、入札した時はどうだったのという部分なのだよね。途中でわかって例えば設計変更をしたのか、当初からその部分がわかって判明していたから、それに見合う。例えば、いくらで当初の発注というか入札等をしたのかどうなのかというその辺も含めて、説明をしてください。

○議長（又地信也君）　総務課長。

○総務課長（若山　忍君）　まず予算の関係なのですけれども、以前の西側駐車場の件もあったのですけれども、昨年28年度予算を執行する段階では、こちらの目論んだ3,600万円に対して、それ相応の補助金がくるという中で、戊申橋の工事を予定していたのですけれども、最近の情勢でいきますと補助金の内示と言うのですか決定がくるのが4月にずれ込むというのがここ数年続いています。

それで、その4月の時点で補助金の内示があった中で、それに基づいて設計書を組み直して、それに見合って町の持ち出しがなるべく少なくなるような形での発注の仕方はするのですけれども。ただし、もしかして年度途中に情勢が変わって補助金が付いたからもっとやらないかという案内も時々きますから、予算についてはある程度残した中で、補助金の歳入部門を残した中で、まずは持っている予算と財源が確保された中で、発注をすると。今回に限っては、追加の国のほうの補助の手当がなかったものですから、ことしの事業に見合って今回減額補正という形を取らせていただいて、次年度また予算の補助要望をしていますから、次年度はまたそれに見合って残り半分を施工したいというふうにいま進んでいます。

○議長（又地信也君）　4番　竹田　努君。

○4番（竹田　努君）　どうも理解ができない。当初3,600万円予算を持って、戊申橋の工事ができるという見込んで予算計上をしているのです。内訳として、交付金等が財源補てんされるという。それは、理解できる。今回、減額しているのは980万円、約2,600万円で戊申橋は半分しかできないのですか、そうすれば。当初、3,600万円で橋の工事ができるのですよ。来年予算計上をする時、980万円あれば残りの工事ができるのですか。私は、そこを言っているのですよ。無駄なと言い方は悪いのですけれども、そういうできるだけ財政も厳しい町だということを踏まえたら、どうすれば一番得策なのかということをやはり選択しなければないと思うのですよ。確かに交付金が付かなくなったから、当初3,600万円の予算計上をし

ていたけれども、発注する段階では2,600万円で工事を発注しているのです。それで、橋が半分しかできていない。残り半分そうしたら、残りの1,000万円で今年度戊申橋ができればそれなら了解します。それ以上増えたら、なぜそんなことをしたのということになりませんか。その辺について。

○議長(又地信也君)　暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後4時02分
再開　　午後4時28分

○議長(又地信也君)　休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑がありませんか。

7番　福嶋克彦君。

○7番(福嶋克彦君)　31ページの総務課長の説明が早くて聞こえなかったというか、納得がいかなかったものですから。観光推進費の負担金600万円減額、その内容は北海道、去年の4月28日の補正してやった4町の江戸川区の交流の負担金。それを実施したと聞いていますけれども、先ほどは北海道で採択だったのでうちの持ち分はなくなったと、だから減額するというふうな説明だったというふうに聞いているのですけれども。それにしても歳入でやはり見て、そして歳出で見ると。北海道から例えば600万円くると、歳入で受けて歳出で出すと。これであれば納得するのだけれども、全額600万円減額して、北海道から出たやつを全部出ていますから、予算を取らせないよということになるとちょっと納得がいかないので説明をお願いします。

○議長(又地信也君)　産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君)　産業経済課の木村です。

先ほどの総務課長の説明は、木古内町で設置している江戸川区交流事業協議会ではなく、東京都特別区協議会で行うことによったものだという説明です。

これにつきましては、政策予算の時に少し説明をしたかと思いますが、渡島町村会が主体となって事業展開を想定しているけれども、それは町村会全体の合意がその時点では得られていませんでしたので、木古内町が主体となって関連する市町村に声をかけて、江戸川区と交流するということも含めて、要はダブルスタンダードで二重で、これは予算を想定しておりました。この予算計上をした後に町村会、いわゆる町長が出席をする町村会の会合の中で、一定程度のほかの自治体の理解を得られましたので、北海道町村会が渡島管内の町村に配分する交付する交付金と、その事業展開によって交付される北海道の地域づくり総合交付金を使用して、今年度200万円弱の事業を行いました。それは、協議会を作ってその中で経理をしています。その経理は、渡島町村会の事務局でやっています。したがって、木古内町の一般会計はとおっていません。

一方で、昨年政策予算で計上したものについては残っておりましたので、今回整理をさせていただきました。以上です。

○議長(又地信也君)　ほかに。

3番　平野武志君。

○3番(平野武志君)　3番　平野です。

私も総務課長に大変申し訳ないのですけれども、若干聞き取れない部分がありました。その確認。とても時間短縮にもよろしいですし、マシンガントークで滑舌もすごい良かったのですけれども、若干だけ聞き取れない部分を確認させてください。

まず、17ページの職員健康診断委託料のこの減額の理由をもう一度説明をいただきたいです。

それと18ページ、釜谷のゆうなぎ館が完成して、その確定によるこの数字の減額なのですけれども、この中でも備品の減額もありますが、オープンセレモニーの際に我々も招待をいただいて、地域の方々もはじめてゆうなぎ館を利用して大変喜んでおりましたが、その際に地域の声で「備品が若干これも欲しいね、あれも欲しいね」という要望があったと思うのですけれども、その部分は補てんと言いますか追加して出した結果、この残額が出たという理解でよろしいでしょうか。以上、まず2点をお願いします。

○議長（又地信也君）　総務課長。

○総務課長（若山　忍君）　説明が大変聞きづらくて、申し訳ございませんでした。

17ページの職員厚生費、委託料の職員健康診断委託料の減額の件ですけれども、今年度からストレスチェック制度をはじめることとしておりまして、ストレスチェック制度に伴いまして、チェックをしていただく場合に、ドクターとの委託契約を結ぶのを年度当初からの予算を持っていたのですけれども、正直なところ契約の時期が遅れたことによって結果、委託料の残額が出たということで、今回の補正とさせていただいております。

○議長（又地信也君）　釜谷の部分。

建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　釜谷に関わる町内会さんから要望があった備品の購入の件なのですが、この時点では工事としてはもう終わっておりましたので、需用費のほうで対応をいたしまして、それぞれ傘立て、服を掛ける衣紋掛けとかを購入して全部対応をしております。

○議長（又地信也君）　3番　平野武志君。

○3番（平野武志君）　釜谷は町民の声を反映してくれたということで、町民のかたも釜谷のかたも喜んでいると思います。

いまの健康診断の答弁の内容を聞きますと、ストレスチェック制度ということはおそらく町内に在住のお医者さんではなくて、特殊なお医者さんで探すのが探せなかったという解釈でよろしいのですか。その結果、ストレスチェックをするはずだった職員さん達は、実際この健診を受けられなかったのかどうなのかもあわせて。

○議長（又地信也君）　副町長。

○副町長（大野　泰君）　ただいまの平野議員のご質問にお答えをいたします。

今年度からストレスチェックに取り組むということで、判定の医師につきましては、国保病院のドクターにお願いをすることにしておりました。チェックをしなければ判定ということにはなりませんので、チェックの項目を職員に回したのが年明けからになってしまったのです。これは、職員の衛生委員会を開催をして、このストレスチェックに取り組む項目等を決めまして、その項目を決めて動いたのが1月ということで、いまそのチェックシートを取りまとめているところです。この取りまとめが行われて、その中でストレスを持っている職員がどの程度いるかということで、その個人に対してドクターからの指導なり面談等が行わ

れていくわけです。実際に面談までの時間がいままでかかってしまったということで、年内12月までは委託を結ばずに動いてきたということで、その分の予算が残ったということでございます。

○議長（又地信也君）　ほかに。

8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君）　議案第10号の19ページ、一番上です。備品購入費、ちょっと暮らし住宅の備品購入45万4,000円減額の理由をお教えいただきたいなという部分です。こちら人口減少対策のメインの一つでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（又地信也君）　答弁を求めます。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（福田伸一君）　この減額につきましては、2月1日から供用開始しておりますちょっと暮らし住宅、この住宅の家具・家電、それから什器類、こういったものを調達するための予算でございまして、それぞれの物品の種類によって見積もり合わせを行った結果、この不用額が出たという状況でございます。

また、主な主要な購入物品ということになりますと、冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ、家電類はそういった生活に必要な品物家電。それから、あとは箸からお椀からフライパンから生活に必要な什器関係、こういったものも全て揃えました。食料さえあれば、まずはすぐに生活できる状況にはなりましたので、ご了承願いたいと思います。

○議長（又地信也君）　8番　鈴木慎也君。

○8番（鈴木慎也君）　だいたい理解できました。先の委員会の中で、私のほうからもし職員のかたが泊まっていただいて、その中で課題等があればという質問をさせていただいたのですけれども、そちらの課題がどうだったのかという部分もこのタイミング的なものだと思うのですけれども、その泊まった課題はもうクリアしてのこの備品購入だったのでしょうか。

○議長（又地信也君）　まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（福田伸一君）　備品購入は、私ども試しに宿泊を実際いたしました。

その前に揃えたわけですけれども、必要なものは全て網羅して、揃っているということは確認しております。

また、リフォームに係る建て付けの関係ですとかというものも寒さの関係、ストーブも実際焚きまして体験しましたので、冬も大丈夫ということでの確認はいたしました。

○議長（又地信也君）　ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

時　間　の　延　長　に　つ　い　て

○議長（又地信也君）　先に、皆さんにお諮りいたします。

時間延長についてお諮りします。

本日、提案されております議事が全て終了するまで、時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議ないものと認め、時間を延長することに決定をいたしました。

最初に、議案第10号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号　平成28年度木古内町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号　平成28年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第12号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号　平成28年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第13号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号　平成28年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第14号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号　平成28年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第15号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号　平成28年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第16号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号　平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第23号　木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（又地信也君）　日程第17　議案第23号　木古内町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程となりました、議案第23号　木古内町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、主に消費税率の引き上げ時期が、平成31年10月まで延長されたことに伴い、改正するものでございます。

改正内容、また施行期日等を含めた詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　詳細説明をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（高橋和夫君）　それでは、詳細について、ご説明いたします。

お手元に配付されております、資料番号1の21ページから23ページ、木古内町税条例等の一部を改正する条例の概要により説明をさせていただきます。

まず、21ページの1の改正の趣旨ですが、記載のとおりとなっておりまして、地方税法等の一部改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等が公布されたことから、町税条例の一部を改正するものです。

続いて、2の主な改正内容になります。

（1）の個人町民税住宅借入金等特別税額控除の対象期間の延長ですが、居住の用に供した年が「平成31年6月30日まで」を2年6か月延長し、「平成33年12月31日まで」となったことにより、住民税の控除期間も平成43年度まで延長となるものです。

続きまして、（2）の軽自動車税グリーン化特例の1年延長ですが、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、平成29年度分の税率を軽減するものです。車種及び燃費基準達成による税額は表に記載のとおりとなっております。

施行年月日等ですが、平成29年4月1日から施行し、平成29年度課税分について適用するものです。

続きまして、22ページになります。

（3）の法人町民税法人税割の税率の引き下げ時期の変更ですが、昨年4月の臨時会において税率改正を行っておりましたが、消費税10％引き上げ時期の延期に伴い、当該引き下げ時期も同様に延期するもので、当町は制限税率を適用しており、平成31年度10月以降から法人税割の税率が8.4％になるものでございます。

施行年月日は、公布の日から施行するものです。

続きまして、（4）の消費税10％引き上げ時における車体課税の見直しですが、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設、現行の軽自動車税を軽

自動車税種別割に変更するもので、変更内容につきましては図でお示ししたとおりの内容となります。

軽自動車の具体的な内容につきましては、次ページの23ページの軽自動車税環境性能割の概要となります。

アの納税義務者ですが、軽自動車の取得が行われた際に、当該軽自動車の主たる定置場の所在地において、当該軽自動車を取得した者に課税することとなります。

イの課税主体ですが、環境性能割は、市町村が課す税となります。ただし、当分の間、道府県が賦課徴収等を行うこととなります。

ウの課税標準と免税点ですが、環境性能割の課税標準は、軽自動車の通常の取得価額とし、免税点は50万円となります。

エの徴収の方法になりますが、環境性能割は、申告納付により徴収をするものとなります。

オの税率ですが、燃費基準値達成度等に応じて決定をしまして、非課税、1%、2%、3%の4段階が基本となりますが、当分の間、税率は2%が上限となり、対象車は表の右側に記載のとおりとなっております。

なお、燃費基準値達成度等につきましては、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行うこととなっております

施行年月日等になります。平成31年10月1日から施行し、環境性能割については、平成31年10月1日以後の取得分から、種別割につきましては、平成32年度課税分から適用するものです。

なお、資料としまして24ページから37ページまでに、新旧対照表を付けております。

以上で、税条例等の一部を改正する条例の概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（又地信也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第23号　木古内町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第24号　木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（又地信也君）　日程第18　議案第24号　木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程となりました、議案第24号　木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、先ほどの議案第23号と同じく、消費税率引き上げ時期の延期に伴い、改正するものでございます。

議案説明資料、資料番号1の38ページをお開きください。新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

ここでは、第9条第2項中の、「平成28年度」を「平成29年度」に改めるものでございます。

現在、平成27年4月からの消費税引き上げに伴い、公費投入により、低所得者の保険料軽減を実施しております。

国では、低所得者の第1号保険料の軽減強化について、平成29年度においても軽減を継続することを示しておりますことから、本条例を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第24号　木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第25号　町道路線の認定について

○議長（又地信也君）　日程第19　議案第25号　町道路線の認定についてを議題といたしま

す。
提案理由の説明を求めます。
町長。
○町長（大森伊佐緒君） ただいま上程になりました、議案第25号　町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道路線を下記のとおり認定するものでございます。
議案説明資料、資料番号1の39ページから43ページに、町道路線の認定位置図を添付しておりますので、ご参照を願います。
整理番号では157、路線名は「新栄町2線」から整理番号162、路線名「橋呉2線」までの6路線でございます。
いずれの路線も北海道新幹線建設工事に伴い、土地が分断されるなど、出入りに支障が生じた箇所への機能回復として通路を確保した路線であり、新たに町道としての認定を行い、管理していくものでございます。
以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。
○議長（又地信也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
5番　相澤　巧君。
○5番（相澤　巧君） 相澤です。
説明資料の地図で確認をしました。場所がそれぞれ載っております。本町と大平に関しては、鉄道施設に行くための道路というような感じです。橋呉と蛇内につきましては、新幹線の側道というふうに見えます。これで、周りに個人所有地もありますけれども、町道にしなければならないだけの理由があるのでしょうか。元々、新幹線が通ることによって飛び地なりができてそこに行けないということでありますので、元々の現況が新幹線ができたということでそれが生じたことですので、この道路についてはＪＲなり鉄道・運輸機構が持つのが本来ではないかなと私は思うのですが、どうでしょうか。
（「関連」と呼ぶ声あり）
○議長（又地信也君） 4番　竹田　努君。
○4番（竹田　努君） 町道認定、これはいろいろ町の進める部分ですからいいのですが、例えば最後の橋呉。この高架の下を町道認定をして、先ほど町長の町道認定の提案の中で、道路が分断されるので町道に認定をして、適切な管理をすると。橋呉、ここは冬期間除雪するのですか。そこまで自体が、ここに至るまでの道路自体、除雪していますか。実態として。そうすれば､ただ交付税をもらうための町道認定なのかなというふうに思うのですけれども、本当に適切な管理をすると言い切れますか。それについてもあわせて。
○議長（又地信也君） 建設水道課長。
○建設水道課長（構口　学君） まず、相澤議員のお尋ねの件からご説明をいたしたいと思います。
まず、整理番号157番の新栄町2線についてですが、これはこの図面の旗上げしている左側に民地がございます。そういった民地に動線を確保するという関連がありますので、そういった意味でまず町道ということで、認定することになります。決して新幹線のほうの通路と

いうことではございません。

158番の大平6線になりますが、これは図面の真ん中のところに、木古内き電区分所とございますが、これは北電の施設になっておりまして、こちらが新幹線が来たことによって分断されましたので、これも民地というような同様な扱いで、今回改めてこの新規路線ということで、大平6線ということで、認定するものでございます。

次の159番蛇内2線、160番蛇内3線、161番蛇内4線でございますが、相澤議員のご質問にありました件なのですが、仮に新幹線のほうでこの道路を管理するとした場合、そういった場合はあくまで管理用道路という扱いになってしまいまして、不特定多数の通行ができないような道路になってしまいます。そういったことになりますと、これに新幹線に分断された土地への出入りができなくなるというデメリットも出てきますので、そこでこの道路に関しては、町がこの道路を受けて町道認定をして管理をするということで、機能補償の確保という面で町のほうで受けて、認定することとしております。

最後の橋呉2線なのですが、竹田議員のご質問の件でいけば、この路線をなぜ認定をしたかという件に関しては、町のほうとしては河川への管理用道路という扱いもできますということで、これを鉄道・運輸機構のほうから譲渡して、町道認定をするものでございます。仮に、この橋呉線については砂利道でありまして、冬期間の除雪は行っておりません。夏場の台風等の災害が起きた時とかに、この通路を利用できるというメリットもありましたので、今回認定するものでございます。以上です。

○議長（又地信也君）　ほかに。

5番　相澤　巧君。

○5番（相澤　巧君）　いま縷々、説明がありました。まず、大平の部分に関しては今回の申請の部分、これは町道認定をしなくても反対側。大平会館の前から、この北電の施設には入れる状態になっていると見えるのですが、先日見てきたらそういう状態になっていました。

それから、蛇内の件なのですけれども、どうしてＪＲ等が原因で分断して道路を付けたのに、そこで周りの土地の人達のために道路を使わせないというのが理解できないのですが、お願いします。

○議長（又地信也君）　建設水道課長。

○建設水道課長（構口　学君）　まず、大平地区の大平会館にある路線ですが、これは既に町道として認定しております。

そして、蛇内のほうなのですが、新幹線施設ということにしますと、不特定多数の人が出入りするということで、非常に危険だということが出てきてしまいます。そういった中で、仮に鉄道・運輸機構さんのほうで鉄道施設にしてしまうと、例えば入れないように柵をするとかそういう形態になってしまう恐れがあります。そういった意味も含めて、やはり町のほうとしては、隣接する土地に出入りができないということは好ましくないということで、町のほうで引き受けて維持管理を行っていくということで考えております。

○議長（又地信也君）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第25号　町道路線の認定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

予算・関連議案一括議題

議案第17号　木古内町放課後児童健全育成事業条例制定について
議案第18号　木古内町高齢者等入浴無料券交付条例制定について
議案第19号　議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号　特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号　木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第1号～議案第9号（平成29年度各会計予算）

○議長（又地信也君）　一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（吉田廣之君）　それでは、朗読いたします。

日程第20　議案第17号　木古内町放課後児童健全育成事業条例制定について、日程第21　議案第18号　木古内町高齢者等入浴無料券交付条例制定について、日程第22　議案第19号　議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第23　議案第20号　特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第24　議案第21号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第25　議案第22号　木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第26　議案第1号　平成29年度木古内町一般会計予算、日程第27　議案第2号　平成29年度木古内町国民健康保険特別会計予算、日程第28　議案第3号　平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29　議案第4号　平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算、日程第30　議案第5号　平成29年度木古内町水道事業会計予算、日程第31　議案第6号　平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算、日程第32　議案第7号　平成29年度木古内町介護保険事業特別会計予算、日程第33　議案第8号　平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計予算、日程第34　議案第9号　平成29年度木古内町下水道事業特別会計予算。以上です。

○議長（又地信也君）　日程第20　議案第17号ほか14件については、平成29年度各会計予算と関連がありますので一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま一括議題といたしました15件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成29年度木古内町予算等審査特別委員会を設置するとともに、議長を除く全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議ないものと認め、ただいま一括議題としました15件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成29年度木古内町予算等審査特別委員会を設置するとともに、議長を除く全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

次に、ただいま設置されました、平成29年度木古内町予算等審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議ないものと認め、平成29年度木古内町予算等審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任することに決定いたしました。

これより、木古内町議会委員会条例第9条第1項の規定による、委員長及び副委員長の互選を行うため、特別委員会の開催をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩　　午後5時13分

再開　　午後5時22分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回平成29年度木古内町予算等審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選が行われましたので報告いたします。

平成29年度木古内町予算等審査特別委員会、委員長に3番　平野武志君、副委員長に6番　手塚昌宏君。以上のとおり互選されました旨の報告がありました。

休　会　の　宣　告

○議長（又地信也君）　お諮りいたします。

ただいま設置されました、平成29年度木古内町予算等審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議ないものと認めます。

よって、平成29年度木古内町予算等審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

長時間にわたり、ご審査ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を閉じたいと思います。

どうも、ご苦労様でした。

（　午後5時25分　休会　）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年　3月　3日

木古内町議会議長　　又　地　信　也

署　名　議　員　　平　野　武　志

署　名　議　員　　竹　田　　努

平成２９年　３月１０日（金）第２号

○　開 会 日 時　　平成２９年　３月１０日（金曜日）午後　３時２０分
○　閉 会 日 時　　平成２９年　３月１０日（金曜日）午後　３時５５分

・出席議員（１０名）

１番	佐　藤　　悟		６番	手　塚　昌　宏
２番	新井田　昭　男		７番	福　嶋　克　彦
３番	平　野　武　志		８番	鈴　木　慎　也
４番	竹　田　　努	副議長	９番	吉　田　裕　幸
５番	相　澤　　巧	議　長	１０番	又　地　信　也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大　森　伊佐緒
副町長	大　野　　泰
総務課長	若　山　　忍
税務課長	高　橋　和　夫
会計管理者	高　橋　和　夫
町民課長	吉　田　　宏
保健福祉課長	羽　沢　裕　一
まちづくり新幹線課長	福　田　伸　一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	丹　野　正　樹
産業経済課長	木　村　春　樹
建設水道課長	構　口　　学
病院事業事務局長	平　野　弘　輝
教育長	野　村　広　章
生涯学習課長	澁　谷　　勝
給食センター長	澁　谷　　勝
農業委員会事務局長	木　村　春　樹
代表監査委員	森　井　俊　郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉　田　廣　之
議事担当主査	西　嶋　浩　二

平成２９年第１回木古内町議会定例会議事日程

第２号　平成２９年３月１０日（金）　午後３時２０分開議

日程番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議長諸報告
3		議会運営委員会報告
4		平成29年度木古内町予算等審査特別委員会報告
5	**議案　第27号**	**木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について**
6	**議案　第26号**	**平成28年度木古内町一般会計補正予算（第9号）**
7	同意案 第１号	木古内町副町長の選任について
8	発議案 第１号	木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
9	発議案 第２号	議会閉会中の所管事務調査について
10		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

（　午後3時20分　開会　）

開　会　・　開　議　の　宣　告

○議長（又地信也君）　定刻になりましたので、ただいまから3月3日に引き続き、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会　議　録　署　名　議　員　の　指　名

○議長（又地信也君）　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

5番　相澤　巧君、6番　手塚昌宏君。以上、2名を指名いたします。

議　　長　　諸　　報　　告

○議長（又地信也君）　日程第2　議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

議　会　運　営　委　員　会　報　告

○議長（又地信也君）　日程第3　議会運営委員会報告。

議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会　委員長　2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　2番　新井田昭男です。

平成29年3月10日　木古内町議会　議長　又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長　新井田昭男。

議会運営委員会報告書。

平成29年第1回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記　1.会議開催状況。

会議開催状況につきましては、3月10日に開催し欠席委員はおりませんでした。

2.平成29年第1回木古内町議会定例会の追加議案について。

(1)議案第26号　平成28年度木古内町一般会計補正予算（第9号）

(2)議案第27号　木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について

以上、2件を今定例会の案件として追加することとします。以上です。

○議長（又地信也君）　ただいまの議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、報告済みといたします。

平成29年度木古内町予算等審査特別委員会報告

○議長（又地信也君）　日程第4　平成29年度木古内町予算等審査特別委員会報告。

平成29年3月3日開催の平成29年第1回木古内町議会定例会において設置されました、平成29年度木古内町予算等審査特別委員会の報告を求めます。

平成29年度木古内町予算等審査特別委員会　委員長　3番　平野武志君。

○3番（平野武志君）　3番　平野武志です。

平成29年3月10日　木古内町議会議長　又地信也様。平成29年度木古内町予算等審査特別委員会委員長　平野武志。

平成29年度木古内町予算等審査特別委員会報告書。

平成29年第1回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された下記案件は、審査の結果、別紙のとおり意見を付して決定しましたので、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記　1の会議開催状況につきましては、平成29年3月3日から平成29年3月10日まで5回開催しております。出席委員、説明員につきましては、記載のとおりで、欠席委員はおりませんでした。

2の付託案件。

議案第17号から議案第9号まで記載の全15件につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

3.審査所見。

3月3日から10日までの日程で、平成29年度各会計予算9件並びに予算関連議案6件について、慎重に審議を行った。

一般会計予算額については、駅周辺駐車場等を含む新幹線関連事業を終えたこともあり、前年対比約4億5,700万円、括弧書きといたしまして、マイナス10.3％の減で、歳入歳出それぞれ約39億8,400万円となっている。また、各特別会計並びに公営企業会計をあわせると、前年対比約5億1,800万円、マイナス5.8％の減で、約83億6,800万円であります。

予算編成の内容を見ると、近年の安定した財政運営が反映され、新規での福祉施策や町民視点のサービス施策の継続、また、児童・生徒の声に応えた学校関係の環境整備等が十分に組み込まれたことは評価に値します。

一方、人口減少対策等については、新規事業がいくつか盛り込まれましたが、まだまだボリューム不足と思われます。人口減少対策検討会議や総合戦略策定推進委員会で「効果ある

施策」を目標にさらなる協議・検討を進め、積極的事業の追加実施を望む。

また、第6次振興計画に沿った港団地建替基本設計の業務委託料が予算計上されているが、今後作成される公営住宅長寿命化計画と公共施設等総合管理計画との整合性が図られた基本設計を作成されたい。さらに築40年を超える公民館については、水周りやトイレの不具合が多々見られるため、早急に対策の方向性を整えるべきである。

病院事業では、平成30年以降の診療報酬改定や老人保健施設と特別養護老人ホームの経営統合に向け新年度は、重要な準備の年にあたる。現状の諸課題クリアに向け、新改革プランの策定については、慎重審議の中、早期完成を望む。

上下水道事業は、簡易水道事業移行調査や公共下水道事業全体計画完成後の様々な協議など、業務の多忙化が予測されるが、健全な事業運営を目指すことはもとより、町民の声も十分に反映された事業運営を望む。

全体的な予算を見ると、計画書作成等を含む業務委託料の中で、大きな予算の計上が目立っている。現状の業務上では、必要な予算計上と理解するが、経費削減は、将来に向けての恒久的なテーマでもあることから、今後の業務委託料については、行財政運営の課題としたい。

平成29年度は、北海道新幹線開業から1年が経過し、最重要課題である人口減少対策を含む今後の町づくりの方向性が注視される年となります。引き続き、国や道の地方への財政支援策を有効活用するとともに、当委員会で出された様々な意見を踏まえ、当町の抱える諸課題の解決に向け鋭意努力されたい。以上でございます。

○議長（又地信也君）　平成29年度木古内町予算等審査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、この特別委員会は議長を除く全議員による委員会でありますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議ないものと認めます。

ただいま、委員長から報告がありましたとおり、平成29年度木古内町予算等審査特別委員会に付託した案件は、全て原案のとおり可決です。

お諮りいたします。

平成29年度木古内町予算等審査特別委員会に付託いたしました、議案15件につきましては、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第27号　木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号　平成28年度木古内町一般会計補正予算（第9号）

○議長（又地信也君）　日程第5　議案第27号　木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について、日程第6　議案第26号　平成28年度木古内町一般会計補正予算（第9号）については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） ただいま一括上程となりました、議案第27号　木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定、並びに議案第26号　平成28年度木古内町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号につきましては、後ほど副町長より説明をさせます。

私からは、議案第27号についてご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、町内企業における民事再生法適用によって影響を受ける町内業者が、今後の事業運営を円滑に行うため、希望する事業者に対し緊急融資を行うための所要の措置を講ずるものでございます。

現条例に、町長の特認事項を追加し、定められた融資限度額を超えての融資を可能とするものでございます。

議案説明資料では、資料番号5の3ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照を願います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして、副町長に代わります。

○議長（又地信也君） 次に、副町長。

○副町長（大野　泰君） ただいま上程となりました、議案第26号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ231万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億7,013万円とするものです。

はじめに歳出からご説明いたします。7ページをお開き願います。

2款　総務費、1項　総務管理費、6目　新幹線推進費、19節　負担金補助及び交付金、企業振興促進助成金　200万円の追加は、設備投資を行った事業者に対し、木古内町企業振興促進条例に基づき設備投資助成金を交付するものです。

資料番号5、議案説明資料の1ページから2ページをご参照を願います。

設備投資額は、3,326万4,000円で、設備投資する機械は、2ページのほうに詳細が載っておりますが、林業機械でホイールローダー　1,760万4,000円と油圧ショベル　1,566万円の1台ずつの計2台でございます。補助率は10％ですが、新規雇用者数が2名となっており、上限の200万円を交付するものでございます。

なお、助成金を交付する企業名は、株式会社中村建材でございます。

次に、8ページをお開き願います。

7款　商工費、1項　商工費、2目　商工振興費、19節　負担金補助及び交付金　31万7,000円の追加は、木古内町中小企業振興融資条例に基づく融資にかかる信用保証料を補助するものです。

次に、歳入をご説明いたします。6ページをお開き願います。

17款　繰入金、1項　基金繰入金、1目・1節　財政調整基金繰入金　31万7,000円は、このたびの補正における一般財源相当額を財政調整基金より繰り入れするものです。

5目・1節　企業振興促進基金繰入金　200万円の追加は、歳出で追加した企業振興促進助

成金の財源として補正するものです。
以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。
○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）
○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
最初に、議案第27号について、討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）
○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第27号　木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ声あり）
○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次に、議案第26号について、討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）
○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第26号　平成28年度木古内町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ声あり）
○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

同意案第1号　木古内町副町長の選任について

○議長（又地信也君）　日程第7　同意案第1号　木古内町副町長の選任についてを議題といたします。
恒例により、大野　泰さんの退場を求めます。

（大野　泰君　退場）

○議長（又地信也君）　提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（大森伊佐緒君）　ただいま上程になりました、同意案第1号　木古内町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに資料を添付しておりますので、ご参照を願います。

このたび、木古内町副町長の選任について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める大野　泰氏は、昭和49年4月に木古内町に勤務され、平成17年に保健福祉課長、平成18年に総務課長を歴任したのち、平成25年3月より木古内町副町長に就任され、現在に至っております。

大野氏につきましては、これまでの長年にわたる行政経験から、行政全般に対して精通され、幅広い視野と、深い見識を有しており、職員に対する指導力に優れ、職員からの厚い信頼を受けております。

また、住民の皆様からの相談ごとに対しては、いつも親身になったアドバイスを続けており、住民の皆様方からも、大変厚い信頼をいただいております。

さらに、私に取りましては、副町長として4年間にわたって、サポート役を務めていただきました。

この間、人柄の良さはもとより、頼りがいがあること、また機敏な行動や柔軟な発想力など、数々の素晴らしさを、強く感じているところでございます。

公平・公正の意識が高いことに加え、忍耐力、正義感が強く、業務の遂行を確実に行っておりますこと、さらには財政担当課長時代より今日まで、当町の財政健全化の推進にあたり、着実に成果を上げるなど、数多くの実績からも、副町長として、適任と判断をしたところでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

皆様方には、ご審議を賜りまして、満場一致でのご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号　木古内町副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたの起立を求めます。

（全員起立）

○議長（又地信也君）　全員起立ですので、本案は原案のとおり同意されました。

暫時、休憩をいたします。

（大野　泰君　入場）

休憩　　午後3時44分
再開　　午後3時47分

○議長（又地信也君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

大野　泰君にご報告を申し上げます。

ただいま、副町長の選任については、満場一致で同意されましたのでご報告いたします。

大野　泰君からご挨拶の申し出がありますので、これを許します。

大野　泰君。

○副町長（大野　泰君）　皆様、こんにちは。

ご挨拶する機会を与えていただきました又地議長、そして議員の皆様のご配慮に感謝申し上げます。

ただいまは、私の副町長への選任同意案にご同意をいただき、誠にありがとうございます。

4年前に副町長の職に就かせていただき、微力ではありますが、大森町長が進める町民一人ひとりが主役のまちづくりの実現に向け、誠心誠意努力してまいりました。

平成17年度末には、財政調整基金の残高が2億円台となる中、町民の皆様や議会、職員のご支援ご協力により、今日では10倍近い基金の積立となりました。

今後も第6次振興計画や過疎計画に基づき、様々な事業を進めてまいりますが、財政の安定運営と両立させながら、職員とともにしっかりと、「住んで良かった」と言ってもらえるまちづくりに参加してまいります。

人口減少が続く中、定住人口や交流人口の拡大、一次産業の振興や安心して働くことができる雇用機会の創出、高速交通網の整備など地方創生総合戦略を推し進めてまいります。

このたびの定例会におきましては、議員各位から多くのご意見が出されておりましたので、町長が進める政策に反映してまいりたいと考えております。

また、住民の皆さんの声に耳を傾け、職員と一丸となって、北の大地の福祉都市づくりに努めます。

終わりに、初心に立ち返り、何ごとにもスピード感を持って、誠実に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご指導とご協力をお願い申し上げ、挨拶をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

発議案第1号　木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（又地信也君）　日程第8　発議案第1号　木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、提案理由の説明を求めます。

2番　新井田昭男君。

○2番（新井田昭男君）　2番　新井田昭男です。

発議案第1号　平成29年3月10日　木古内町議会　議長　又地信也様。

提出者　木古内町議会議員　新井田昭男、賛成者　木古内町議会議員　福嶋克彦、賛成者　木古内町議会議員　鈴木慎也。

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

上記の議案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出する。

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則。

木古内町議会会議規則（昭和62年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第61条第5項を次のように改める。

5　質問は、議長が定めた時間内に、一問一答方式で行うものとする。ただし、質問の回数は制限しない。

第62条に次の1項を加える。

3　第1項の質問は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得た時は、この限りでない。

第63条中「第55条［質疑の回数］及び」を削る。

附則としまして、この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則改正は、昨年の12月定例会より試行的に実施している「時間制（答弁を含め1件20分以内）による一般質問」について、ことし1月開催の全員協議会において6月定例会からの本格実施を確認しましたので、関係する木古内町会議規則第61条から第63条の一部を改正するものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

発議案第1号　木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

発議案第2号　議会閉会中の所管事務調査について

○議長（又地信也君）　日程第9　発議案第2号　議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長（又地信也君） 日程第10　議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりでありますが、今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉　会　の　宣　告

○議長（又地信也君） 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第1回木古内町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦労様でした。

（　午後3時55分　閉会　）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月10日

木古内町議会議長　　又　地　信　也

署　名　議　員　　相　澤　　巧

署　名　議　員　　手　塚　昌　宏